

平成26年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成26年3月10日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第6号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第7号議案 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について
第9号議案 幸田町法廷外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について
第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について
第15号議案 町道路線の認定及び廃止について
第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算
第24号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算
第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算
第28号議案 平成26年度幸田町駅前土地地区画整理事業特別会計予算
第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算
第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |

13番 丸山千代子 君 14番 伊藤宗次 君 15番 浅井武光 君
16番 大嶽 弘 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠 君	副 町 長	成瀬 敦 君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行 君	総務部長	小野浩史 君
住民こども部長	桐戸博康 君	健康福祉部長	鈴木 司 君
環境経済部長	山本幸一 君	建設部長	近藤 学 君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦 君	会計管理者兼 出納室長	小山信之 君
教 育 長	小野伸之 君	教 育 部 長	春日井輝彦 君
消 防 長	山本正義 君	消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長	齋藤正敏 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志 君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 浅井武光君、

1 番 中根秋男君の御兩名を指名いたします。

日程第 2

○議長（大嶽 弘君） 日程第 2、第 2 号議案から第 1 5 号議案までの 1 4 件と第 2 3 号議案から第 3 1 号議案までの 9 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により 1 議題につき、1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第 2 号議案の質疑を行います。

1 3 番、丸山千代子君の質問を許します。

1 3 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 幸田町災害派遣手当の支給に関しての見直しであります。

改正の理由といたしましては、災害派遣手当の見直しであります。その改正の概要というものが議案関係資料に掲載をされております。その中で、災害派遣手当の見直しは大規模災害等への復興計画の策定をする場合と、それと新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために必要がある、このような 2 つの内容に応じて災害派遣手当を支給するというものであります。きょうは東日本大震災からまるっと 3 年がたとうとするわけでありまして、今なお復興が進まない状態であります。職員の派遣なども行っておりますけれども、大災害による影響がいかに大きいかということが東日本大震災からの災害の状況によっても大災害の悲惨さというものがわかるものであります。そうした地域の自治体ではとても対応できない、こういうような復興計画の作成をする場合は、自治体の職員のみならずいろんな専門知識を有する方たちのかかわりがいかに必要かと思うわけでありまして、ここに載っております各関係機関から派遣される職員というものが載っているわけですが、この各関係機関から派遣される職員とはどういう職員を言うのかということと、また、先ほども申しましたように、やはり専門知識を有する、また、技術を要する方たちの派遣というものも必要になってくるのではなかろうかということも想定されるわけでありまして、民間からの派遣というものも該当するのかなのか。その場合についてのお尋ねをするものであります。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 2 点でございますけれども、まず、各関係機関からの派遣された職員とはということでございます。これにつきましては、それぞれ大規模災害からの復興に関する法律では 5 3 条、新型インフルエンザ等対策特別措置法では 4 2 条、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律では 1 5 1 条と 1 5 2 条、災害対策基本法では 2 9 条、3 0 条で規定をされております。国の省庁及び地方機関の職員と都道府県及び市町村の職員ということで、関係機関というのは国、県、市町村の職員を指しております。

また、民間派遣は該当するののかということでもありますけれども、先ほど法律該当条文を述べさせていただきましたが、その中には民間の派遣は該当しておりませんので、民間派遣は該当しないという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 民間派遣は該当せず、国、県、市町村ということでもあります。そうした場合、国、県、市町村それぞれ給与も違うわけでありまして、手当も違うわけですが、それが幸田町に派遣された場合は手当としてはどのようになるのかということもでございますが、その点について詳しく説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 災害派遣手当につきましては、例えば幸田町に派遣をお願いした場合には、幸田町からそれぞれ表に定められておる金額、日数に応じて支払いをさせていただくという内容かと思っております。その場合、場合によりましては国等の補助金が発生するのではないかと、その手当についての補助金が発生するということがあるかと思っておりますけれども、基本的には幸田町にもし派遣をしていただいた場合には、幸田町から今度は手当を支給させていただくという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、答弁されましたが、国のほうから職員が派遣された場合は国のほうからもあるのではないかとということが言われましたけれども、こういうことは幸田町に国や県、あるいは市区町村の職員が派遣されるわけでありまして、基本的なものは幸田町からだと思うわけでありまして、しかしながら手当はそれぞれの自治体によって違ってくるわけでありまして、国の場合は国のほうから例えば差額分と言いますか、そういうものが支給をされるのか、県のほうからはどうなるのか、その辺は曖昧にされているのか、それともきちっとそれはうたわれているのか、きちっとそのような手当がされているならそれをお示しいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） ちょっと私の言い方が申しわけなかったですけども、幸田町に例えば国の方が派遣をされた場合には、この条例に基づきそれぞれ一日幾らという形で支給をさせていただきます。その後、その部分について国からの補助金がある場合は補助金申請をして、幸田町が支払った手当について国からも補助金が一部分いただけるという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この災害派遣手当は公務員に対しての手当でありますけれども、先ほど最初に申しましたようにいろんなことが想定される中で、いろんな知識、技術、技能、そういうものもやはり必要不可欠になってくる場合もあるというふうに思うわけでありまして。そうしたときに、なぜ民間はこの手当に該当しないのか。この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） なぜ民間は該当しないかということもございますけれども、これにつきましては、具体的に民間が該当しないかどうかの調べをしておりますのでわ

かりませんけれども、ただ、法律上は民間は除くというふうになっておりますので、民間については恐らくその後規定がありますけれども、派遣された職員の身分も合わせて持つという形になりますので、公務員、要は幸田町に派遣をされた場合、幸田町の職員の身分も有し、また、当然派遣もとであります国なり県の職員の身分もあわせ持つということでもありますので、民間の方が幸田町の職員の身分を有するということは考えられないということで、一つの理由としては民間の方は該当しないということだと思えますけど、基本的には法律で民間については該当なしということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この大規模災害や、あるいは新型インフルエンザ、また、武力攻撃なども想定をされているわけでありまして、こうした災害における手当の関係で言えば公務員はきちっと保障をされている。しかしながら、民間で派遣をされた場合はボランティアということになってくるのかということがあるわけでありまして、例えば、幸田町の防災訓練等では民間の協力も得ながら防災訓練を行っているわけでありまして、そうしたときに、例えば、ガスや電気や電信、電話、そういう公務員にはない特別な技能などがあるわけでありまして、また、半公共的な仕事でもあるわけでありまして、そういう点について除くというのは法律で決まっているからということで片づけてしまっただけは、これは片手落ちじゃないかというふうに思うわけでありまして、民間での手当の支給というものについてはどのような規定があるのか。国のほうではどのようにこういう民間派遣に対しての法律があるのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思うわけでありまして、やはりこれは公務員だけの手当に限らず特別な事例に関して言えば、消防団員等でもそうでありましてやはりきちっと手当として守られているというものがありますので、その点について片手落ちじゃないかなというふうに思うわけでありまして、必要不可欠な場合において、やはり派遣された方たちにおいては、やはり町としてもきちっとしていくべきではなかろうかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、1点目のガス、電気でございますけれども、こういうものにつきましてやはり読みますと法律で明らかにこのものを、こういうガス、電気については除くというような規定になっております。ですので、今回についてはそういう方々はこの条例に基づく手当の支給には該当してないという形になります。

あと、そのようなガスとか電気、このような方々が来た場合の手当についてどうかということでございますけれども、これにつきましては今現時点でどのような手当は支給される法律があるのかどうか、条例があるのかどうかというのは、済みませんが把握をしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、ここでいきますとまちからの要請でというのが前提ですよね。まちから要請された団体というのは、先ほどの話であると行政機関、国も含めて、

国、県、市町村、これが団体職員で、まちの職員の身分を有しというところ辺が私は一面整理がされていないのか私が理解が悪いのかよくわかりませんが、まちの職員の身分を有しという形の中で、一つはまちの要請で派遣された団体職員でまちの職員の身分を有しというものの、整理の仕方はどうされる考えですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 町要請で派遣された職員の身分ということでございますけども、先ほど言いましたように派遣を受けた市町村の職員の身分を合わせて有することになります。これにつきましては、それぞれ大規模災害の復興に関する法律の施行令では41条、新型インフルエンザ対策特別措置法の施行令では10条、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律の施行令では38条、災害対策基本法施行令では31条にそれぞれ規定をされておりますけれども、派遣を受けた市町村の職員の身分を合わせて有することになるというような形でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 法律の40何条かそれはいいが、それは関係ないんだ。いいんだわ。要は、私がお聞きしたいのは、ここに書いてあるようにまちの要請を受けて幸田町以外の団体から派遣される職員に対して幸田町の職員の身分を有するんだよと、こういうことになるんです。結局今の条例や、町の職員に対する災害派遣手当なんだと。前提が町の職員でなければ手当の支給はできませんよという条例の規定ですよ。町の職員以外の派遣を要請した、例えば県から来た人間に町のほうから派遣手当を支給できるかと、そういう規定じゃないはずなんです。ですから、そこら辺を整理してちゃんと説明してくださいよと。インフルエンザがどうだ、武力攻撃がどうだ、そんな条文の解説じゃない。そこら辺は整理してください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） それぞれ都道府県、市町村へ要請をさせていただいて派遣を受けた場合、それぞれ幸田町の職員の身分を有するというので、それぞれ幸田町においても職の設置に関する規則とか、任命等に関する規定等の中に身分というものがあります。幸田町の職員としての身分も有するというので、それに伴いましてこの手当を支出していくというようなことになるかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと現行条例でもできますよと。現行条例でできるけども今回は新型インフルエンザとか武力攻撃対処だとか、そういう支給対象の枠の拡大だということによろしいですね。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） そのとおりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

初めに、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、西三河農業共済組合が県下統一ということで今回の条例が提案をされたわけでありますけれども、現在、西三河農業共済組合の解消と言うか、解散と言うか、そういうものについてはどのようになっているのかということをもまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 解散の状況でございますけれども、まず愛知県の農業共済組合の設立の流れから説明させていただきたいと思えます。

西三河農業共済組合を初め、海部津島、東三河の3農業共済組合につきましては、平成26年4月1日に合併し、事業区域を愛知県全域とする愛知県農業共済組合となります。残る3組織でございますけれども、平成26年3月31日付で名古屋市は廃止、尾張農業共済事務組合と知多地区農業共済事務組合につきましては解散となりまして、必然的に3組合の事業区域を愛知県農業共済組合に含む形で6つの農業共済組合による県下一つの組合が設立するということとなります。また、1カ月後の5月1日でございますけれども、現在の愛知県農業共済連合会が解散し、その資産など権利義務を継承することで新たな特定組合、愛知県農業共済組合となります。

まず、西三河農業共済組合につきましては合併ということになります。合併につきましては、平成22年12月に特定組合化検討会が設置され、平成24年1月1日に愛知県農業共済特定組合設立推進協議会が発足しました。平成25年3月27日には6組合と連合会、7社で愛知県内の農業共済組合等合併予備契約書が取り交わされ合併に向けた準備をまいりました。西三河農業共済組合は、平成25年11月8日に開催された臨時総会で合併についての決議を終えております。また、各組合等から選出された設立委員14名、特別委員6名による設立委員会を平成26年1月に設置し、合併許認可申請に向けた諸準備を行っております。なお、新組合設立の認可申請を平成26年2月28日に愛知県へ提出しております。予定としましては3月下旬には許可が得られ、4月1日には愛知県農業共済組合が発足することとなります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 以前から着々と県下統一に向けて準備をしてきたよということでもありますけれども、西三河農業共済の事業が行われてくる中で、この組合が持っている財産、また、幸田町も負担をしているわけでありますけれども、職員も派遣をしております。そのような団体のそれぞれの地域における財産というものがあるというふうに思うわけでありますが、やはり各共済組合、それぞれの地元においての財産などそれぞれ違うわけでありますが、そうしたもろもろの問題についてはどのように解消されたのかお聞きします。

それから、県下全域となることで西三河地域の農業関係者の声が届きにくくなる、大きくなればなるほど声が届きにくくなるのではないかというふうに懸念がされますけれども、地域の声というものについてはどのように反映するのか、その点についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） まず、1点目の組合の財産でございますけども、こちらにつきましては、予備契約書の中で財産の総合確認ということが決められております。組合等及び連合会は、平成25年3月31日現在の財産目録及び貸借対照表、並びに合併基準日から平成26年3月31日までの期間における財産の移動について予定明細書及び収支予算書を作成し、これを平成25年6月30日までに相互を交換し確認することになっております。

また、財産等の引き継ぎにつきましても、組合等及び連合会は新組合設立の日の前日、現在において財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに基づく一切の財産及び権利を新組合に受け継ぐものとするということになりまして、財産につきましては全て新しい愛知県農業共済組合が引き継ぐということになるものでございます。

次に、西三河農業共済組合が愛知県全域になるということで農業関係者の声が届きにくくなるのではないかとございまして、農業共済組合の組織6つと愛知県連合会が合併するわけでございますけども、組合の本所、本部ですけども、そちらは名古屋市としまして、5市町に出張所の事務所で構成されます。西三河農業共済組合につきましては、西三河支所ということで引き続き現在のところに事務所を構えます。その点では農家の方々に対する対応は変わらないと考えております。職員におきましても、現在市町から派遣職員を含めまして西三河農業共済組合には39名が従事しております。合併によりまして総務部門でございますけども、一部の職員は本所のほうへ移動しまして35名になる予定でございます。地域担当職員の移動は予定されていないため、農家の方々には不便はかけないものと考えておりますけども、農家の皆さんからの声は今までどおり反映されると思っております。

また、幸田町の場合でございますけども、共済組合連絡員農業共済損害評価員として地域の主任生産組合長22名の方に就任していただいております。主任生産組合長さんを通じまして農家の皆さんの声は今までと変わらず反映されるものと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 農家の声は反映されるということでありまして、過去におきましてJAが岡崎と統合する、こういうときに統合する前に各組合員に対していろんな財産と言いますか、分配と言いますか、そのようなものが行われてきた経過があるわけでありまして、全て新組合が引き継ぐよということで、例えば加入者に対しての利便性と言いますか、便宜をどのように図られたか、その点については全く全ての県の体制に組み込んだよということなのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、引き続き今の安城のほうに支所として、出張所としてあるから声が届くよということでありまして、やはり大きくなれば大きくなるほど体制的には厳しくなってくるというふうに思いますが、その点、町としてはどのようなかわりを持ってくるのかということでありまして、新しく設立される組合の体制について若干言われましたけれども、改めてこの統合される県下統一の組合についての体制、この点についてももう少し詳しく説明がいただきたい。

それから、この共済組合は公益財団法人ということで道を選ばれたわけでありまして、町やJAとの関係はどうなるのか、その点についても改めてお尋ねしたいと思

います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 議員の申された職員の組み込み、県全体になるということでございますけども、西三河農業共済組合の西三河支所につきましては共済担当者のほうが35名今までどおりますので、そちらにつきましては変わりはないと考えております。

また、新しく設立される組合の体制でございますけども、現在の各共済組合の事業区域にそうして本部が1カ所、支所が5カ所ということで、一宮市、弥富市、半田市、安城市、田原市でございます。あと2出張所がございまして、春日井市と豊川市に出張所がございまして、その8カ所に事務所が置かれるということでございます。

職員体制につきましては、市町村からの派遣職員及び組合の雇用職員がございまして、全体人数につきましてはこちらのほうで把握しているものではございません。先ほど申したとおり西三河につきましては35名と聞いておりまして、現在の体制と大差はなく支障はないと考えております。

次に、まちやJAとの関係がどのようになるかということでございますけども、農業共済組合の業務であります農業災害補償制度につきましては、国の農業災害対策として実施している公的な保険制度でございます。市町村と農業共済組合の連携は協力を密にしていまして、出納共済掛金算定基礎となる細目表の取りまとめにつきましては町と農協ともに実施しております。ですから、町と農協と共済組合に同じデータがあるということで、今後も引き続き連携は強めてまいりたいと思っております。さらに、農家からの損害発生時の通知の受付窓口につきましても農協のほうを担当するというところでございますので、現在の体制は組織統合後につきましても継続されると考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の統一化によっても今までどおり支所で事務や地域との関係も継続し、なおかつ職員も一人を派遣するということで大差はない、変わらないということで理解をしてよろしいのかどうか重ねて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 合併後につきましても西三河に支所は残りますので、現在と変わらぬサービスということになるということで間違いのないと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 負担金というものについてはどうなのでしょう。町の負担というものについては統一することでどのように変わってくるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 共済賦課金の関係でどうしても上がってしまうと、県下統一にするということで共済品目の中で上がってきてしまうということで農家の負担がふえるということでございます。それにつきまして町のほうで負担の増加の緩和措置を実施するというので、26年度の補助金につきましては55万4,000円を予定しております。なお、西三河共済がございましたときでございます。24年につきましては79万8,000円、平成25年につきましては77万8,000円の負担をしております。

す。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、大きくなるほど農家の負担も多くなる、町の負担も多くなる、そういうことになるのか。また、被害がなければこれは軽くなるわけでありますので負担も軽くなるわけでありますが、やはりこの統一化する目的というものは何なのか。例えば、地域にとって言えば今言われましたように農家の負担が重くなるよということであれば、なぜ合併をするのかという農家関係者からの声というものは届かなかったのかと。その辺についてはどう把握しておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） なぜ合併してということでございますけども、近年の豪雨等におきまして農業の災害等が多くなっております。それにつきましては、どうしてもパイが小さくないとそれに負担が追いついていかないということで1県1組合かという推進がなされてきてるわけでございます。ですから、大きくなったから負担が大きくなるというものではございません。大きくなればそれに対する補償、大きな災害につきましてもそれが補償されていくということでございますので、1県1組合が体力があるということで御理解を願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたの答弁を聞いていると、大きいことはいいことだ、こういう発想の延長線だというふうに思います。それともう一つは、先ほどの質問の中で農業共済が統廃合した、幸田町の単独の共済から岡崎になり、岡崎から西三になりと、こういう経過の中で、農業共済加入者に対して何か利便があったのか。言い方は悪いが利益供用があったのか。もう少し踏み込んでいけば金庫が配られた、こういうことがあるわけだ。ただ、それは幸田町農協が岡崎農協と合併したことによって幸田町の財産処分を組合員に対して利益を、財産処分をやってこれだけの差があるもんね、なったときに、岡崎の水準に合わせようと思ったら幸田町の財産をどうやって組合員に分配するかという農業協同組合の中の問題はございました。しかし、幸田町農業共済が岡崎農業共済と合併する、そのときに何かあったのか、組合員に対して。負担はありましたよ。幸田町よりも岡崎のが負担がきついもんだ。幸田町と岡崎で農業共済をやってあなたの説明だと24年、今度は西三河のになりましたと。西三河の共済の一本化になりましたよと。このときもそれぞれあなたの言われたように財産目録をつくってやっていく。財産目録をやってもそれぞれの組織がみんなばらばらい。こうしたときに統合すれば水準化を図る、水準化を図るということは高きに合わせる。その高いところよりもさらに高いところは利益と言っていかが負担は軽減される。しかし、低いところについては高い水準まで引き上げられるということにより組合員の負担という点でいけば、私はそういうことを経験してきとるんですよね、農業共済に加入をしている組合員の皆さん。今回そういうものについて、あなたは先ほど財産目録をつくってお互いに引き継ぎますよと、それは当然ですよ。組織、組織がそれぞれ自主的な運営をしてきたときに、あなたのと

ころの財産はどれだけやろうか、そういうものを目録をもってやると。なぜそういうことをやるのか。それは組織的に財政体質とか財源体質が違う、持っている財産も違う、それを一定標準化をするための基礎組織、基礎資料が貸借対照表であり財産目録、こういう意味合いじゃないでしょうか。それは一つは大きいことはいいことだという発想のもとで、大きくするためにどういうものがあるかということの一つの実例なり症例なりをあなたが答弁されたというふうに私は理解しておりますがいかがでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今回の合併につきまして財産目録と見合わせてということでございますけども、こちらにつきましては合併する前でございますけども、先ほど申しましたとおり各設立委員会等、そちらのほうで設立委員及び特別委員のほうで十分協議していただいて、合併の許認可に向けた諸準備を進めておるわけでございます。また、財産につきましてもそちらのほうで十分協議がなされてきて確認がされたということでございます。

財産の損益でございますけども、損益の関係につきましてこちらのほうに伺ってはおりません。承知はしておりません。各組合が現在をもって、先ほどちょっと申しました現在で確認し合って年度末まで持っているものを全てをもって1組合になるという理解のものでございます。ただし、共済の掛金につきましては上がる品目もございまして、そちらにつきましては農家の負担が多くなるということで、緩和措置ということで補助をさせていただくという格好でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたの説明でいきますとそれぞれ合併する前に、7団体がそれぞれの組合でお互いに協議して財産目録をつくりましょうよ、貸借対照表をつくりましょうよと、それは結構ですわ。それは当然ですわ。そうしたときに、その状況を3月31日までにまとめて4月1日からの新しい組織のほうに引き継ぎますよという、それは事務手続上の問題だ。私が申し上げているのは、組合は全部違うわけです。組合が違うということは掛金も違う、それから共済対象の組合員も違うという形の中でこぼこがある、ばらつきがある。ばらつきがあったときに4月1日以降はきゅーっと線を引くわけだ。そうでなきゃ合併する価値はないもんで。そうしたときに、でこぼこがあって負担がふえるところについては、この関係で貸借対照表であとは4月1日以降は県の振興協会って、わかりやすく言えば宝くじ協会だわ。宝くじを原資にして私はちょいちょい決算のなかで言うけども、振興協会というのは宝くじの原資をもとにしていろんな事業をやっている。その中の一つとして、今回の農業共済も県下統一という形の中で宝くじの配分金があるかないか、これはまた別の問題。そういう振興協会のほうが受け皿となって県下統一の組織を進めていくと、こういうことですよ。ですから、私はそれが後でまたふれますが、そのことを今ここで答弁してもらわな。ただ、先ほどから申し上げているように、合併する前にそれぞれの財布の中身をきちっとしなさいよと、それは当然ですよ。それはそのまま引き継ぎますよと。引き継いだ後、ばらばらじゃないからそうしたときに線を引きます。あなたも言われたように、このことによって負担がふえたら幸田町も過去に岡崎と合併したときも、それから西三で合併したときも、

70万だ、50万だという金額が出ましたけれどもそういう負担をしましたよと。だけど、それがずっと続くわけがないですよ。どっかで標準化、平準化しなければ組織の統一化というのはあり得んです。平準化するということは一時的に痛みどめは打ったとしてもその痛みどめは一過性であるよ。一過性だったときにその痛みはいずれは上がったところの負担はふえますとしたときに、今幸田町が入っている西三河の中でどういう状況になるかということの説明であります。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今回の県一本化につきましては、西三河の単価も県の単価に一本化するということで、一番当初の協議にありました平成22年度に決定しておりますけれども、農家にとって厳しい負担増加となる品目もございますので、各組合ごとに平成26年から平成30年までの5年間の間で順次引き上げていくということになっております。その間、西三河農業共済組合として業務を確保するために必要な賦課金総額を確保するために、従前と同じ単価で計画額金の差額相当分を市町村で負担するという、補助をするということに決めておまして、農家の負担増加の緩和措置を考えるということで、先ほど申しました26年度の補助金の総額につきまして55万4,000円であるということがございます。これが平成30年までの5カ年間続くということがございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり5年間の激変緩和措置がありますよと言いながら、30年になったら55万4,000円の負担がそのまま今度は共済に加入している市町の負担がなくなって、共済に加入している組合員の負担になりますよと、こういうことですよ。そうしたときに、この合併によってどんな利便性があるのかといたら、先ほど言ったように大きいことはいいことだと、低きは高きに合わせよと。あなたの言われるように近年農業災害の規模が大きくなったと、市町村の、あるいは地域ごとの共済組合では負担が耐えられんから、県下統一にして一本化すれば大きな災害にも対応されるだけの体力がありますよと、こういうのが理屈の組み立てですよ。そうしたときに、それはそれで一つは理屈は成り立つわけ。災害があったときに組合員の意見はどういうふうな形で出されてくるか、こういうことなんです。赤川の決壊があつて幸い人家のほうになかった。農業被害が大変だったですよ。そのときはまだ岡崎との合併の関係で西三にはなかったような気がするんだけど、結局は幸田町がえらい被害を受けた。話をしてくれと言ったら、岡崎のほうはおれのところはそんなんちびつとだ。おれのところはちびつとだから岡崎の主導権を持った共済組合の中で幸田町の、あそこのところは100ヘクタールぐらいあったのかな、被害が。あんなものはやれへんと、そんなん泣いてもらわなあかんと、岡崎が何で幸田町の面倒を見なあかんだと、そういう発想で議論されたことがある。そうしたときに当時の町長にも話をしたんですが、いわゆる三方ね。三方というのは農業共済の加入者、組合、そして幸田町、こういう三者が一秒ずつ損をせよと。今でいけば全部農業共済、農業者に全部負担がかかって共済組合はおれは知らん。幸田町も出したいけども岡崎の手前ちょっとと言ったときに、三方損でねそういう対応ができるじゃないかという提案をしたときに、それは理屈はわかりますが相手が相

手でございますとこういうことになってくる。そうしたときに、皆さんの声が大きくなることによってますます声が遠くなっていく、届かなくなっていくという点でいけば懸念があるわけです。懸念があったときにより機動性を発揮しながら農業者のための組織なんです。農業共済というのは共済に入っている農業者のための生活を守っていく、生産を守っていく、そういう基礎組織であるならば、そういう機能が発揮できなきゃいかん。いかんけれども、大きくなればなるほどそういうことが届かないというのは既に幸田町も経験してきとるという点からいけば、大きいことはいいことかどうかという点ではいかがでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど申しましたとおり、これからサービスの関係につきましても幸田町は農協とともに組合員のために担当していくわけでございますし、西三河共済につきましても人数が変わるわけございません。また、相談につきましても幸田町からも出て行きます。今現在、西三河共済のほうには4名の幸田町から総代が出とるわけでございますけれども、今回総代につきまして2名ということで半分になりますけれども、これは全体も半減しますのでこれはやむを得ないかと思えます。また、西三河につきましても、総代158名が愛知県農業共済組合で総代となってくるわけでございますけれども、そのうち48名が西三河から選出されます。そのような格好で総代もみえますし、職員につきましても幸田町から現在1名行っておりますし、これはまだ2年間継続があるわけでございますけれども、そちらの派遣職員も見えますので愛知県農業共済組合という1県になってもサービス等に変わりはないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の段階で、それは合併を目の前にするとき、統廃合をするときに、不利益が生じますわなんていうことは口が裂けても言えへんわ。要は、幸田町は2回にわたって経験をしてきましたと。幸田町の単独事務から岡崎と。それから岡崎から今度は西三へという形で基本的には組合員の声がなかなか届かなかったということと、幸田町が単独のところに農業共済の対象品目、作物、それは絞り込まれたやんね、岡崎へ行くとき。そしてまた岡崎から西三へ行くときにそれはあかんよという形で絞り込まれて対象外になった作物もあるということですが、今回、県下統一になることによって生産性が悪いとか、収益率やら共済の掛金の割には被害の補償が大きいというような形で対象作物なり品目が削減をされてくる、そういう懸念はございますか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 共済品目で削減される品目でございますけれども、そちらのほうにつきましてはこちらのほうでは聞いておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが10分間休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、第4号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人間による原則停止をする給与改正法というものが2013年に可決をいたしました。これは今回の提案をされた55歳の昇給停止というものであります。さらに、それに対しての手当、昇給等を行わないという、こういう公務員の生涯賃金の大幅削減につながる提案でありますけれども、提案に当たりまして、説明の中では一人当たりの月額平均が1,000円ぐらいの影響ということで説明がされました。対象人数が平成26年4月1日で48人いるよと、昇給停止にかかわる年間の総額は約58万円で一人当たり1万2,100円ということでありまして、こうした昇給停止が退職手当などにも影響してくるのかという問題でありますけれども、その点についてお聞きもいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは、1点目の55歳昇給停止による生涯賃金の大幅な削減ということでありまして、これにつきましては生涯賃金も必然的に下がるということになります。ただ、今回は50歳代後半における民間との給与格差は相当あるという中での改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと2点目の一人当たり月額平均約1,000円程度ということで、それが値する手当にどのように影響するかということでありまして、一概に金額のほうを想定することはできないわけでありまして、2点ほどモデルケースとしてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目として55歳の課長が定年退職をした場合です。これは勤続38年で部長に昇格がなかった場合という想定のもとでの影響額は約31万円でございます。

2番目としまして、55歳の部長が定年退職をした場合、勤続38年という設定でございます。これにつきましては約44万円というような退職手当のほうに影響が及ぶという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 既に今年度から幸田町におきましても、退職金の大幅削減という形の中で400万円の削減が導入をされました。そういう中で今回の55歳の昇給停止にかかわって言えば、さらにモデルケースで言えば31万円と44万円というふうに出されましたが、プラスして400万円が影響されますので生活設計にもかかわる問題でもあります。老後の不安というものがより一層拍車がかかってくるのではなかろうかという問題であります。

また、今回特に勤務成績が極めて良好、それから、特に良好である場合に限り昇給がするよと、その場合も2号給上がるというものでありますけれども、この標準の勤務成績では昇給を行わない、この3段階による評価基準というものはどのようにしていくのかという問題であります。現在の48人の中で想定されるものについてどのような割合

で昇給が行われるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 評価の基準はということでございますけれども、これにつきましては幸田町職員の勤務評定実施要綱に基づき勤務評定のほうをさせていただいております。現在の制度では、55歳を超える職員の場合で極めて良好である場合は4号給、特に良好である場合は3号給、標準の場合では2号給昇給する制度になっております。現在の制度でございます。過去においては、評価をした結果的には全ての方が標準の勤務成績ということで2号給昇給をする結果となっております。この48人についても、標準の勤務成績ということで2号給昇給をしておったというような内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までの事例で言えば、ほとんどが標準の勤務成績ということで昇給をして2号給昇給をしているということであります。今回は2号給の昇給をしていくわけでありまして、その中で現在の職員の勤務評定に基づく基準を用いてやる場合、その場合は全ての対象者が標準ということで昇給は停止だよということで運用をしていくという、そういうことで理解をしてよろしいのかどうなのかということであります。

また、提案されております内容によれば、極めて良好、特に良好、こういうふうなことで昇給をする場合にあっては、やはり職員間の連携というものや、また年齢差別、あるいは職場に競争を持ち込んだり、また協力関係が弱くなったりする、そういう人事管理上も非常に大きな問題となってくるわけではないかということは懸念されるわけでありまして、そういう懸念というものは全ての職員に対しては昇給停止ということをしていく、標準の勤務成績というふうに評価をしていくためにないよということで理解をしてよろしいかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど言いましたように、過去においては結果的には全ての方が標準の成績だということでございます。今回の改正では、55歳を超える職員の場合は極めて良好である場合は2号給、特に良好である場合は1号給、標準の勤務成績では昇給しない制度となっておりますので、過去の事例からすれば全員が昇給をしないということであるかと思っております。ただ、制度上でございますけれども、あくまで制度上は頑張った職員については1号給なり2号給昇給する道はあるということでございます。ただ、過去は皆同じであったということでございます。そのような形で55歳を超える職員については全てこのような同じ取り扱いであるということでもあります。ただ、55歳を超える職員と55歳以下の職員としては、当然これが導入されることによってそれぞれ考え方はあるかと思っておりますけれども、55歳以上についてはその形で皆さん同じような形になるというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、55歳を超える、55歳を超えない職員、それぞれ線が引かれるわけでありまして、例えば、それが1歳違いで逆転現象があり得るということも考えられるか、その点についてはどのように調整をされるのかお尋ねし

たいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） それについては、現時点で把握はしておりません。実質55歳を超える職員については全て、1級から5級までの職員については2号給、あと6級から7級についても2号給ということで同じような形で号給が上がっております。標準の場合でありますけれども、過去の場合ですけれども、改正前の場合ですけれども、それぞれ昇給をしておりますので、ただ、55歳以上でありますと4号給、標準の場合ですと上がりますので、その時点で1年の間に微妙な線が残るかと思っておりますけれども、基本的には逆転現象は起こらないのではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 職員の給与体系が変わって、過去には職員の号給が細分化されましたよね。4段階に評価をされて勤務成績に応じて上がっていくという、こういうようなことで非常に職員間の給与体系が目に見えなくなってきたと。大体今までは年齢的などの職員も同じように上がってきたのが、それが非常に目に見えなくなってきたために手当にも関係してくるし、いろいろと給与体系にも影響が出てきていて職員の協力関係というものが今回のことでもより一層進んでいくのではなかろうかということが懸念されるわけですが、そうした点において、町としては標準化ということで勤務評価はしていくよということではありますが、しかしながら、道は2号給昇給の道も残るわけでありまして、これは評定する側がどのような裁量でもっていかれるかわかりませんが、そのような道が残っているわけでありまして。全てが平等というわけにはいかないという問題からすれば、やはりこれはきちっと組合との協議、こういうものも重ねてこられて議会運営委員会の中ではたしか合意に至ってないというようなことも言われたわけですが、今回の提案に当たっては組合との合意はされたかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、昇給の関係、協力関係ということではありますが、これにつきましては今までも改正前でありますけれども、それぞれ標準であれば2号給、特に良好の場合は3号給、極めて良好の場合は4号給、55歳を超える職員の場合でございますけれども、それぞれそういうような制度的なものはあったわけですが、先ほど説明しましたように結果的に標準ということで2号給しか上がってなかったということでございます。改正後につきましては、先ほど説明しましたようにそれぞれ2号給、1号給という道はあるということで制度的には同じような内容でございます。それぞれ号給が圧縮はされてはおりますけれども、上がるという道はあるわけでございます。そして、あと勤務評定につきましてはそれぞれ実施要綱に基づき平等な、標準的な勤務評定を実施していくわけでございますけれども、昨年は平成25年8月28日には管理職42名に対して勤務評定の標準化を図るということで研修も実施をさせていただいております。そういう形で勤務評定については、平等、標準な形で実施をするということであります。ただ、全ての職員が平等ということではなく、当然頑張った職員にはそのような形である程度の2号給、1号給の道は開いておくのが本来ではないかなというふう

に思っております。

また、2点目の組合との合意でございますけれども、これにつきましては2月10日に組合との合意をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私も55歳昇給停止の効果について等々お尋ねいたします。

職員の勤務評定において極めて良好とはどういう基準なのか。また、55歳を超える職員の昇給を標準の勤務では昇給しないこととするとありますが、この標準とはどういう基準なのか。また、極めて良好である場合とはどういう基準なのかをお尋ねいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど説明をさせていただきましたように、勤務評定につきましては幸田町職員勤務評定実施要綱に基づき毎年9月に実施しております。評定要素としては16項目で実施しております。16項目各項目で期待を越える場合はプラス2点、期待どおりはプラス1点、ほぼ期待どおりということであればゼロ点としております。総合点数で85点以上を極めて良好である場合とし、70点以上、79点以下を標準としております。そのような基準のもとに出しております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 続きまして、人件費の効果についてお尋ねいたします。

どれほどの人件費への抑制効果を期待しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 対象としては、説明させていただきましたように26年4月1日で48人、影響額は年間約58万円でありますけれども、人件費ということですので、先ほどの給与の58万円にプラス共済負担金が18万4,000円、退職手当の負担金が9万6,000円ということで、人件費といいますと総額は約86万円という形になります。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 昇給停止の期間の設定は定年までか。また、年度ごとの見直しはされているのかもお尋ねいたしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 昇給停止期間の設定はということでございます。55歳の誕生日後、最初の昇給日4月1日から適用をされます。条例改正がなされなければ定年まで、例えば標準の成績であれば昇給をしないという形になります。これは条例でありますので、年度ごとの見直しということは条例改正がなされない限りはされないという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） そういったことも決まりがあるということでありました。ありがとうございました。

4つ目にお尋ねしたいのは、職員の間関係による勤労意欲の低下はないのかということであります。適正適所で初めて人間はすばらしい仕事をすると言われております。職務文書の公正さが保障されないと、職員間での昇給争いが起きて人間関係も悪くなるのではないかと思います。勤労意欲をなくす職員もふえるかと思われませんが、この点の配慮はどこまでされておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは、職員の移動につきましては、基本的には適材適所で実施していくのは当然でありますけれども、勤務評定においても評定する側の標準化等、先ほど研修等を実施したというふうにお話をさせていただきましたが、そういうものを実施をしていきたいというふうに思いますし、部課長連絡会等でも意見交換や情報の共有化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） もう1つお尋ねしたいのは、勤務手当等で対応する方法、55歳を超える議員と言えば、行政に精通した貴重な人材であるので個々の給与についてふれるのは心配であります。期末勤勉手当等で対応する方法もあるかと思われます。やはり野に置けレンゲソウと言われるように、職員に適したふさわしい仕事を与えることが何より大切だと思います。特に良好な勤務と思われる場合は、期末手当等で対応する方法もあると思われますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 議員が言われます内容でございますけれども、今現在においては55歳を超える職員に対して、特に良好な勤務と思われる場合でも勤勉手当等による対応を検討する予定は今のところはございません。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町の職場、これは人間というようなこともあるわけですが、結局基本的には定年制が設けられているわけです。満60歳という定年制が設けられておりながら安心して働ける職場環境、待遇がどんどん切り下げられていくという点からいきますと、今回の問題も含めてですが安心して定年を迎えられる、そういう職場づくり、待遇改善について基本的な問題としてあなた方はどういうふうにお考えなのか、まず答弁を。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 安心して定年を迎える待遇と職場づくりということでございます。これについては、今までもそうでありますけれども安心して働ける職場環境づくりには当然努めてまいりたいと思われますし、また、年金制度等が変わる受給年齢の引き上げがあるわけですが、そのような場合に年金と連動するように歳入制度の活用に努めていきながら、安心して定年を迎える職場等づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 再任用は、うちの場合は変則再任用ということで再任用の関係はまた違う形でお尋ねしますが、要は、今回55歳で昇給はストップだよと、こういう内容であります。そうしたときに、例えば6級以上、6級以上というのは主幹から始まって、主幹、課長、次長、部長と、これがそれぞれ該当する職階、職務ということになります。6級以上は条件によってはさらに昇格していく。課長が次長になり、次長が部長になる、そういう機会は巡ってくる。しかし、保育園職場で行けば5級がストップです。保育園の園長は5級です。5級というのは課長補佐どまり。課長補佐どまりでさらにここで55歳で昇給停止だよと、こういったときにまさに安心して働ける環境か、待遇かという点でいけば、みんなそうだからそれでいいじゃないかという形じゃなくて、他市町はこういう問題に対してどう対応しているのか。例えば、知立とか西尾、こういうところがどういう55歳昇給停止という形の中で対応されているのか。特に、5級で課長補佐どまりで昇給の見通しが無いという問題は1つ。もう1つは、6級以上の方については基本給と地域手当を含めて1.5%カットされます。これについてもどうするのかという問題が出てくる。そこら辺はどういうふうにお考えでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 議員が言われますように、今本町の保育士につきましては園長が5級ということで課長補佐級でございます。

それと、あと今議員が言われました西尾市でございますけれども、これにつきましては本町は7級制の給料表を用いておりますけれども、西尾市は9級制の給料表を使っております。園長の格付につきましては、6級の課長補佐級と5級の主任主査級で園長の格付をしております。ただ、西尾市につきましては6級以上が管理職でありますので、6級の課長補佐につきましては管理職であるという形になっております。

次に、知立市でございますけれども、こちらにつきましては8級制のほうを採用しております。園長の格付は6級の課長補佐級でございます。6級の課長補佐につきましては管理職ということでありますので、近隣市におきましては園長の全員が管理職であったり、また一部が管理職であったりというような形になっておりまして、本町のように管理職でない課長補佐級でとまっておるのは近隣市ではないのが状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現状の説明と西尾と知立の関係の説明をいただきました。あなた方はそういうところからどういう教訓をつくるのかということです。今回この条例で55歳で昇給停止ですよと。そうしたときに先ほど申し上げたとおり、5級以下の職員についてはかなり深刻な問題が出てくるということですから、私はその年齢に達したときにさあどうするという対応の問題ではなくて、これが制度化されるということであればもう見えるわけです。そうしたときに年齢構成表をいただきましたけれども、こういう中で特昇という形で影響をどう激変緩和していくのか。これは幾らでもできるんです。あなたも先ほど言われたように今は5段階評価だと、5段階評価だけは相対的に全部平均評価という形で4号給アップだと、押しなべてそうだと、それはあなた方の知恵なんです。そうしたときに、今回こういう形で55歳以下の人たちの待遇改善という点からいけば、55歳到達時にどうする、こうするじゃなくて、もう55歳が目の前に来ると

いったときに特昇を含めた、言ってみれば長期的視野という言葉が適切かどうかはともかくとして、やっぱり2年、3年、5年というスタンスと中で昇給を、あるいは待遇をどう改善していくか、これは幾らでもできるわけです。それは特昇という制度が。そういう中で対応していく、そういう処遇改善という点ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 処遇改善、特昇等ということでございますけれども、これにつきましては先ほど説明しましたように組合ともいろいろ議論をし、その中で問題点の中でも挙げております。また、管理職、園長でありますけれども、ここ最近所管課のほうでも、また組合のほうでも園長を管理職へというようなことは余り議論をされていないというふうに聞いております。管理職となれば管理職の職責として園をまとめていかなければいけないことになることや、主幹以上は対応している議会の委員会や本会議等の対応はどのようにするのかとか、また、そのようなことを保育園の方が望んでいるかどうかを含め、いろんな面から今後の検討課題としていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特昇というものの考え方がかなり狭く考えるという形で、例えば5級どまりの、別に保育園だけを捉えとるんじゃないんです。ここの本庁舎も5級の課長補佐、あるいは補佐クラスというのがたくさんお見えです。そういう言い方は悪いけど女性で今6級というのは一人だけと。あとはみんな大半5級。5級でとまっている現状の中でどう待遇改善してくかといったら、それは特昇をかけると。ただその場にばたばたと特昇をやるとお手盛りじゃないかという批判は生まれてきます。そうした点からいけば人事政策ですから、やっぱりそういう点でいけば長期的な視野というものの中で処遇改善を計画的にどう進めるか、こういうものがないと私はちょっとやぶの中に入っていく議論になりませんかということなんです。つまり、5級の職員が6級、7級という道が大半の人が閉ざされていく。そういう中で55歳昇給停止ですよという形の中で、本当に安心して働けるような職場環境がつくっていかれるかどうかという点からいけば、それは他市まちの実例も含めて参考にしながら我がまちに合ったような形の中で特昇制度をどう生かしていくかということはやってかないと、やっぱり堂々めぐりと言いますか、たらいのふちを回るような議論になってしまう。私はそう懸念をしとるわけですがどうですか。いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 女性の登用でございますけれども、当然国、県においても女性の登用というのはそれぞれ進んでおります。ただ、民間でも進んでおるわけですが、業種によってはいろいろ登用のリスクというのは違うかと思っておりますけれども、幸田町においても当然今後も女性の登用のほうは考えていきたいというふうに考えております。また、それぞれの処遇改善という面で一つ特昇ということも言われたわけですが、これにつきましても、また今後の検討課題ということで進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 職員の年齢構成表を出していただきました。これは26年4月1日現在という形の中でありまして。これを見ますと、あと二、三年でポスト余りが出てきますよね。ここにありますように57歳が20人、これは女性も含めてです。それから58歳が10人、つまり30人。30人全てがどうのこうのということじゃなくて、こういう大量退職、下手すればこの段階でもっと早期退職という道が出てくるにしても、少なくともこの構成表からいきますと30人の方が短期間の間でやったときにポスト余りというのができてくる。余ったから何でもかんでもその中に入れちゃえというのは、私は乱暴な人事政策という点であります。そういう視点でいけば、組織が機能的に動かずに動脈硬化になってるなという評価がこの時点で生まれてくるなというふうに思うわけですが、そうしたこうした年齢の今の構成の実態を含めたときに、ポスト余りは現実の問題として生まれてくる。それと合わせて現実に5級どまりの職員も一定数は出てくるといったときに、やはり私は先ほど申し上げたように他市まちの例を見ながらもちゃんとどうやって対応していくのかというのは、私は今回の条例提案の中で一律に55歳でやって、あとは過去の例から含めてみんな平均の評価点ですよという形でみんな2個アップすればいいんです。そういう形の中で対応していく道というのは、私は自分で自分の手足を縛るよりもそういう泳ぎ方が私は今求められてるなというふうに思うわけですが、そうした点ではいかがでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 質疑の事前要求資料にもありますように、今57歳、58歳の職員30名がということでありまして。当然、この方たちが退職されるころには多くのポストというのがあくわけがございますけれども、ただ、消防もそうでありますけれども、平準化をして採用をしていくのが一番こういうことが起こらない内容かと思っておりますけれども、今現時点では、まずはこういう大量の退職者に対応するような形で職員を計画的に採用していくというものがまず必要かと思っておりますし、また、この方たちが退職されるときにポスト余りではありませんけれども、そういうものが生じた場合にどのように継承していくかということも必要になるのではないかとこのように思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か解説をしていただいたような形で答弁をいただいたのかわからん。答弁と言えるのかなと思うんです。現実にこうした形の中で資料を出していただきました。こうしたときにそういう資料を出していただいたというのは職員の年齢構成の実態がこうありますよという中で、あなた方がどういう知恵を出して特昇やら、あるいはほかの市まちの実例を含めて、安心して定年まで働ける職場環境と待遇改善をどう図っていくか、これをやっぱり知恵を出していただきたいということを申し上げている。これ以上やっても余りいい回答が出てこない。いい回答というよりも質問に対する対応ができませんかというふうには思うわけですが、先ほどそろっとふれられました再任用の道も考えていかないかん。それはそうです。ただ、幸田の現在は短期採用という、短時間採用、一週四日の週30時間以内という形の中で、それは一つは定数内定数になっちゃうからいかんから定数外定数で再任用職員をとという形で、それは苦肉の策であろうと

いうふうに思う。しかし、そういう形でいくと本当に早期退職者が肩たたきにあったとは言いませんが、そういうような職場の雰囲気がつくられていく中で早期退職をしなきゃならないというようなときに、その後に受け皿としては今はもう満杯の状態です。あと3年後には30人来る。30人はどうするんかという問題が出てくる。それは長期的な計画をしていかないとできません。そうしたときにやっぱり待遇改善というのは必要不可欠だし、あなたも言われたように退職と年金にどう連動していくのか。その連動のはざまの中で生活の状況というのが激変をして生活の水準が下げられてくるという点ではやっぱり忍びがたいという点でいくと、やっぱりいろんな制度をどう活用しながら、そして他市まちがどういう実例を採用しているのかということのを大いに私は考え取り入れていくべきだということをお願いしているわけです。ただ、そうしたときに余り凝ってやるとお手盛りだという批判ができます。批判は出るけれども現実の問題として幸田町は抱えてくる、これは負の遺産と言っては御無礼だけでもだんご採用なんだ。採用の平準化というのは当たり前。しかし、それは言うは優しいけどそういうときの状況とかを含めていくとなかなか難しいという形の中で、ここの表の中でいきますと一年度で二桁の退職者が出るというのは結構たくさんあるんです。そういうことも含めていくなら採用の平準化というのはあなたの言われたとおり。しかし、それは今後の問題も含めてですが、要は目の前に迫った3年、5年先の問題と、それから55歳定年、それをもう5級で頭打ちになってそれ以上の昇格、昇進の道がないときに、どういう対応をしていくのかということが私は求められてくるだろうというふうに思います。

それから、もう1つは先ほどの答弁の中で2月幾日に組合と合意しましたよと。合意されたということと確認書を交わしたということとは違いますよね。確認書はいつ書かせましたか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、確認書でございますけれども、これにつきましては2月10日に確認書を交わさせていただいているということでお願いしたいと思います。

それと全体の部分でございますけれども、これにつきましては55歳以上の職員等の待遇改善とか、その後の年金とのつながりということでございますけれども、これにつきましては、今国のほうにおいてもまだ法律のほうは提案されておられませんけれども、60歳定年の延長という形、それに伴って年金との接続ということも考えておるというようなことを聞いております。それが出るまでにつきましては、当然現在の再任用、短期でございます。議員が言われますように通常の再任用でありますと定数の中に入ることによって、現在は再任用短期という形で採用をさせていただいております。そういう中で今後も職場環境については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 長年、私は官民界協会の立会手数料、こうしたものは他市まちにそんな事例はないという形の中で一貫してその廃止を求めてきたわけですが、今回そういう形の中で条例も含めて廃止をしますということですが、そうしたことでいくなれば、あなた方が今まで頑強にそんなものは絶対できんわと頑張ってきた。よって立つべきところの議論なり、そういうものはどういふふうなお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 官民界の立ち会いの手数料の関係ですけれども、平成22年9月議会の中で、決算認定の中での部長の答弁の中では、官民界立ち会いについては特定のものに対する行政サービスであるということによって廃止する意向ではないというふうな答弁をさせていただいていた。ただ、町の独自の考えのものでありますのでよく検討したいというふうなことも合わせて答弁されているわけですが、その後、所管課のほうでいろんな検討をさせていただきました。当時、これは土地の境界というのは原因者負担ということを原則としていることや、申請に基づく特定者の利益であるということも要因であったかということが原因としてあると思っておりますけれども、今般の公共施設を管理する側として、町としてもその責任が重いという部分は、例えば財産管理上の訴訟が発生したりということも懸念されたり、また、境界確定を、くいを打つということも重要な業務となってきているということがあり、そういった面では町としても申請者の特定利益というような考え方を改めてここで廃止をしたいというような考え方でございます。

また、同時に手数料を徴収することにある程度要因があったのが、手数料年間件数が例えば今ですと100件程度に抑えられてるんですけども、そういった手数料をとることで抑制されていた、抑止効果もあったのではないかとこのころもあります。逆にこれが無料になるから、例えば民界の争いに対してついでに官民界を申請されたりとかそういったことではまずいということで、今回の廃止と合わせて例えば申請手続についてしっかりと目的を明記していただくような形を考えたいというふうなことがあわせてこのような廃止という考え方を持っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもちょっとあなたの答弁の内容がよく聞こえんですが、要は、あなたの今いくと、これをなくしても民界の争いはありますよ、それはありますよね。ただ、民界の争いの中に官が入ってきたときに手当はどうするのかという点で私は今聞いておったのに、どうすんのかなというのが答弁として明確じゃないんです。民界だけで争いがあるならそれは官は関知せず、民の複数の人たちが争うときに換地、官が入ってきたときに、そうしたときには手数料をとるという意味合いですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、例えば官民界の申請に当たっては、例えば申請目的に建築目的とか、造成だとか、分筆だとか、そういった場合に今までもそういった申請があるわけですので、そういったものを目的があつての申請でございますので、そういった部分について申請者の目的を明記していただいてそれに対応していくということでございます。

ますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、結局あなたは行政なり役人の答弁だ。そういうことを住民の側にわかりやすく理解を得てもらうという点でいきますと、あなたの答弁の内容からいくとどうにでもとられるし、あなたが、行政は知恵があるなというふうに改めて感じるわけなんだ。要は、民界の争いで換地がかかわってくる事例というのは大半はそうです。そうしたときに立証してどうのこうのということを使うわけだ。そういう争いの中にあなた方もその一員として関与される、あるいは関係が出てくる、そうしたときにこの手数料はどうされるのかというのが内容であり、あなたの答弁を聞くともという言い方が適切かどうか、明確じゃない。答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、目的を持っての申請ということで、その目的が明らかにあればそれに応じて町も立ち会うというふうな形になりますので、例えば、土地家屋調査士が入ってそういった境界を確定したいんだと、民界の境界を確定したい。そのついでに、もちろんその境界の確定のためには官界も確定しなきゃいけないと、そういう面で付随的に官界の立ち会いが必要になってくるということから目的がはっきりしてきますので、そういったものを対応するという考え方でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、要は目的は何なのかと。目的は民界ですよと言ったらそんなものは幸田町に申請せんでもいいわけですよ。そうでしょ。そうしたときに民界の争いの中では土地調査士が入ってお互いに主張点を整理しながらといったときに、官が入ってくる可能性というのはたくさんあると。そうしたときに目的を明らかにしてということと言われる、目的は何なのかといったら境界の確定です。それは目的なんです。それ以外の目的があるのか。目的を明らかにするという点から言えば境界を確認し確定をする、その確定に伴って換地もかかわってくる事例はたくさんありますといったときに、あなた方は手数料をとるのかとらないのかということなんです。どちらに原因者があるかどうかということの問題じゃない。もしもそういうことを言うなら後でまた言いますけども、要はそうしたときに、境界の確定に伴って換地もその対象になったときにあなた方はどういう対応をされるのか。人を見て判断するのかと。そういうことになる行政は基準があってなきのことにになります。ということになりますから、要は境界確定、それから民界の争いだけに終わらないといったときに、換地もかかわってきたときにそれは手数料を徴収する対象にするのかしないのか、イエスかノーかなんです。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 答えとしましては、官界の立ち会いの手料はゼロという形です。ただ、申請書に記入欄を設けて目的も記入していただくと。その目的が例えば建築目的、文筆目的、造成目的、隣との境界の確定、いわゆるそれに付随した官界の土地の境界の確定が必要であるというところ辺が理由をある程度明記した上で申請をしていただくと。もちろんそれに応じて無料で立ち会うというような形を予定しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言い分がどうもくそ道をあけておられるなというふうに思っています。ちょっと部長と私の距離が遠いもんだ。委員会ならもうちょっと近くなるんで委員会でやってこうかなというふうに思っています。しかし、委員会でやるにしても、要は申請する目的の内容によってふり分けをしますよという点でいきますと、その目的をふり分けにして対象にならないようにという形の中で、実際の現場の対応の仕方というのは変わってきたって構わんということなんだ。書類審査だけで手数料がとられるとられんと。申請書の書き方次第です。こういうのは私はまずいというふうに思うんです。そういった点でいくなれば、さらに踏み込んだ内容につきましては多分委員会のほうに付託される案件だろうというふうに私は思いますので、もうちょっと委員会的时候には世間一般の人がわかってくれるような、そういう説明の仕方を求めておきます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 基本的には手数料は廃止という形を前提としていますので、廃止をするに当たっていわゆる件数が、今後どのような件数が伸びてくるかというのが想定できないという部分もこの背景にはございます。抑止力となっていたというのが抑止力がなくなることによって、例えばこの道路の境を全部この町内で図ってくれというふうな形で申請してきた場合、やはりその目的というのが町側に目的がありますので、町のほうの道路改良のほうの部分では当然町のほうで責任を持って行いますので、これは極端な事例でございますけども、かえってわかりにくくなってしまったかもしれませんが、基本的には申請者によって申請された官民界の手数料については廃止というような考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞けば聞くほどもうちょっと踏み込みたいなど、こんな気持ちになるわけですが、今の答弁でいくと申請者がこの道路を全部やれというふうにくると、これは申請の目的ですよということになる。しかし、あなた方がそういう形でしんしゃくしますよということになりますと、条例は廃止するけれども猫残しのような形でいつでも食いついていける糸口は残しときますよということなんです。あなたがそういうことを言うよね。申請の内容が例えば100メートルの中で民地が二、三十メートルある、自分のやつが。あとはほかのやつもあるけどついでの仕事で全部やっちゃえと、そんなものは不純な動機だよという形でもしもしんしゃくをされて手数料の徴収対象ですよといったときに何に依拠するのか。条例はなくなっちゃったけど申請の内容をしんしゃくすると、あとは行政の胸先三寸であいつは気に入らんと、とってやれと、どの辺に依拠するのかという点からいくと条例がないけれどもどうもあいつは気に入らんと、とってやれと、こういう解釈がされる危険性が出てくるわけですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今議員の言われるような手数料を徴収するということがなくなりますので、そういった部分ではあとは申請に応じるか、応じないかという部分でござひます。もちろん立ち会えという形で、いわゆる境界立ち会いを依頼があればそれに応

じるという義務はあります。そういう部分では手数料をとるという条例はなくなってきましたので、無料での立ち会いというのは間違いなくそういう形になっておるといふこと
でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第8号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の条例で、第2条に組織という形の中で会長職が明記されたわけですが、今までどういう形で運営されてきたのかという疑問が残るわけです。現行条例でいきますと第3条が会、協議会の会議は会長が必要に応じて招集し議長となる、会長は誰なのかという規定は一切ない。そうした中で最後に第6条委任、協議会の運営に必要な事項は町長が別に定めるということになりますと、ここが逃げ道かなというふうに思うわけです。この別に定める項目事項があるのかといったらございませんよと。来なかったときに会長が誰でどういう形でやるのかなという素朴な疑問がございますので答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員御指摘のとおり、現行の条例には会長の選出等は規定はございません。どこに依拠すると言うか、どういう運用をしようかということではありますが、改正前の条例には、会長並びに委員等の選任に当たっては上位法に当たります地方青少年問題協議会法に依拠しておるところであります。よって改正前の条例では、上位法を受けまして会長は町長とし委員等は学識経験等から選任するという運用を図ってきたところあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 上位法だと言われるわけですね。上位法というのは、要は第1条でこの協議会を設置しなさいよと、その設置については地方青少年問題協議会法という法律、それに基づき幸田町の青少年問題協議会を置くよと。それから第2条が組織。組織はこの法ということが書いてありますから、地方青少年問題協議会法の第3条第3項の規定により学識経験者のある者として任命された委員という形で委員の任期はあるけれども、その委員がどうするこうするという規定がないですね。ですから、あなたが言われた上位法だと言われたときに、その上位法というのがこの言うところの地方青

少年問題協議会法というのが上位法なのかということと、その上位法の中で、この条例の中では学識経験者の関係はあるけれども協議会に必要な会長がどうのこうのという規定は私はないと、読み取れんわけですが、そこら辺はどういうような運用をされておる。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員が申されたとおりでございます。地方青少年問題協議会法、これの第2条の2項によりまして会長は地方公共団体の長、そして委員に当たっては第3条第3項、上位法でございますが、によりまして選任の組織づけというものが規定されております。よって学識経験者についてもその上位法を受けまして運用に当たっては対応してきたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回こういう形の中で整理をされたというのは一面当然わかりやすくされたということですが、ただそうしたときに行政側が、上位法がそういう定めがあるからそういうことですよと言ったときに、この条例だけを見ていくと会長職だとかそういうものは一切わからんわけです。そうすると何をやるかと言ったら関係法令を、言い方は悪いけど隣に六法全集を置いて引いてみなければ、この青少年問題協議会の条例にかかわる内容が熟知できないというのはこれはやっぱりまともじゃないですよ。そうした点で今回それを改めるという形のないようだというふうに思うわけですが、そういう点でいきますと、私はこの条例以外にも各方面にこうした引用条項というのは、上位法がそうなるとるからという形の中で引用条項があるんじゃないかなと思うわけですが、これは全体的な問題で部長に答弁をいただくというのはいかなもんかなというふうに思うわけですが、要はこうした内容を今回青少年問題協議会というふうな形の中で見直しを図られた。見直しを図っていった、それは単項議案としての見直しだけでも、町の全体の中での引用条項を上位法に依拠していると。したがって、上位法に依拠することによって我がまちの条例の内容が省かれて、いわゆる空洞化されている。空洞化されとつても法的に何にも問題ないですよと、それはそうですよね。だけどそれでいいのかという点ではどうされるのかという点でいきますと、誰が答弁していただけるかはともかくとして、部長に答弁を求めるのは酷だと思いますので、そうじゃなくてどうするのか、我がまちの条例全体の中でこういう引用条項が上位法にもたれている内容があったとしたらどうされるのかという点で答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろんな条項、いろんなものがあるかと思えますけれども、よくわかりやすいというのが一番ベターだろうというふうに思いますので、全体的にそういうものがどのぐらいあるのかということも一度チェックをしてみたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員が申された国のそういった基準にもたれておる関係条例のことで、今回の青少年問題協議会条例につきましては提案理由にもお示ししましたとおり第三次一括法と言うような中での整理ということでございまして、そこには七十数本の関係条例が入っておるということであります。その中の1つということで国から

の基準が地方に拡大委任されたということと理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ことし4月から消費税が8%へと税率が改正をされるものであります。そうした法改正によってこの条例が提案されたわけでありますけれども、土地の貸し付けに対する対価となるために本来は非課税となるわけではございますけれども、今回の改正の中による内容につきましては1カ月未満というものが課税対象になるということではありますが、いろいろ調べてみますと非課税の範囲というものは、消費税法施行令第8条の規定で課税対象になるものの中におきまして1カ月に満たない場合は非課税となっているわけであります。そこでお聞きをするわけでありますけれども、消費税法の施行令で決まっているために課税対象ということであることがわかったわけでありますが、今までもこういう運用でされていたというふうに思います。それで消費税増税による影響額というものについて、平成24年度決算について言われたわけでありますが、年48件のうちに該当は2件ということでありました。影響というものについてはたしか説明がなかったかのように思いますけれども、今回8%になることによって消費税増税による影響額というものはどのように見込んでおられるかお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この法定外公共用物の条例改正の中での消費税の取り扱いについては、今議員が言われたように消費税法の施行令の第8条でいわゆる一時的な貸し付け期間が1カ月未満というふうに定義されているというところから、それについては課税がされるというふうなことからでございます。実際に議案説明会の中で昨年度の申請件数は年間48件の中で、実際に1カ月未満のこういった消費税の該当する件数は2件ほどあったというふうに説明させていただきました。この2件につきましては、いずれも一月未満の占用ということで、しかも面積が少ないと、電柱などがほとんどでございますけれども、実際電柱なんですけれども、そういったものでは実際の占用料が計算しますと100円未満になってしまうということで、例えばこの2件につきましても計算によりますと1つは63円、もう1つは6円というのが計算結果がそうになっているということで、この場合100円未満は100円内に吸収されるというか、100円が最低の占用料の基準となっていますので、その中で吸収されてしまうということで消費税の影響はございませんというふうな説明をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1カ月未満の占用料につきましては100円未満であったために吸収、要は切り捨てということで発生しないよということであったわけでありますが、道路占用料につきましては土地の貸し付けによる占用料条例が適用されるということでありますが、要するに今までの事例として言えば、電柱などの面積が少ない占用の事例

が多く発生するということなのでしょうか。面積が広い場合があり得るかということ、その点についてはそのときそのときの事例によって違って来るわけでありますのでこれは見越すことはできないわけでありますが、消費税が発生するという場合について言えば何平米から発生をするか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） お答えになるかどうかちょっとわかりませんが、例えば法定外ですと水路の敷地に面積10平米ほどの、これも許可が出るかどうかは別として露天商が出た場合、いわゆる屋台が何日間出るかによって問題になるんですけども、例えば一日ならもちろん対象外になってしまいますけど、例えば25日、これは試算ですけども露天商が10平米で25日出た場合、それは露天商が日当たり18円ということになっていますので、これは例えば占用料が25日の場合4,725円という形の計算でございまして、それが8%になった場合につきましては4,860円というふうな計算結果になりましたので135円、消費税の5%から8%に変わることによって、例えば今のようない事例ですとそのような影響があるということでございます。通常、我々の今の日常業務の中での一カ月未満での占用というところとそういったことがあり得るかもしれませんけれども、電柱とかそういったものが多いものですからそういった面でのお答えをさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じく、これも消費税増税による道路占用料の一カ月未満における消費税の税率改正であります。年間で127件で該当は1件ということで影響はなかったということであります。同じように事例で占用する面積、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 同じように127件のうちで一月未満の該当は1件と。その1件については先ほどの答弁と同じように面積の少ない、具体的に申し上げますと電柱ということです。町道に立っている電柱でたまたま一月未満での占用が出たということで17円でございます。それで計算をしてももちろん100円未満ということで、これが影響がないという形での答弁となるということでございます。

それと、先ほどと同じように例えばという形での占用料金が消費税の影響が出るという場合の、これも例えばという話でございますけども、例えば町道の敷地内に工事用の進入路を、これも同じく10平米を一月未満借りたとした場合には実質通路では年間で1,500円となっていますので、これを12で割り返したものが一月未満は一月とみなすということでございますので、その面でも計算しますと1,312円が5%の場合ということで、8%になりますと1,350円ということで38円が増ということで、影響額としてはこの場合10平米の工事用進入路を一月未満借りた場合は38円が影響

額というふうな形になるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のも河川占用料等における税率アップであります。今回の場合も年20件で該当なしということでありました。いずれにいたしましても、法定外につきましても、道路につきましても、河川につきましても占用料の一月未満の使用に対する消費税の税率アップはさほどの影響はないということで理解をしてよろしいかどうか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 河川占用につきましても、同じように年間20件のうち消費税に該当する一月未満の専用がなかったということでの影響がない。たまたま24年度だということですが通常はこういった一月未満の占用は河川の中では事例がないものですから、そういった面でもこういった面での影響はない。今の3つの関係につきましてもいわゆる事例を出しましたけども、実際に今幸田町の中でそういったものというのは、大きな影響がでるものではないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 岩堀地区における地区計画の決定であります、地区計画を定める場合の手続といたしましては、都市計画法に基づく案の縦覧を行って利害関係を有する者の意見を求めることとされているわけであります。今回、岩堀地区の区画整理区域内を地区計画に定めることによってこの至った経過、また、住民の合意形成、この点についてどのようなことが行ったかについてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この地区計画、岩堀地区につきましての若干の経過を申し上げますが、22年の市街化区域の編入と同時に用途地域は第1種低層住居専用地域という用途地域の中では一番厳しい用途地域を、これは建蔽率30の容積率50という法律で許される最大の制限をかけてございました。この目的は区画整理事業の仮換地なり工事が概成する、そういった部分までは建物を抑制したいということで用途地域を暫定用途と言っているんですけども、暫定的に規程をかけていたと。それが岩堀地区につきましては昨年3月19日に仮換地指定ができたということと、今工事のほうも着々と進んでいるということで本来の用途地域に戻すという形を都市計画変更の中で行っていきたいということで、本来の用途としますと隣の山ノ郷地区が第1種住居地域ということで、第1種住居地域に用途地域を変えようということでございます。ただ、第1種住居地域

ですと若干の工場だとか、ボーリング場だとか、3階以上のところへの店舗とかそういったものが可能となってしまいますので、これを今回の地区計画制度を活用しまして、利便性のある程度図りながらもその住環境を守るという部分で制限をかけるということでございます。これは都市計画法に基づく制限ですけれども、建築基準法にも連動するためにこの建築制限条例で建築基準法ですと68条になりますけれども、建築基準法上の制限をかけるためにはこの条例が必要だということでの流れということでございます。

それと、地元との流れでございますけれども、縦覧関係も昨年11月に行っておりまして2回ほど行ってますけれども、11月5日から19日、また12月4日から18日とそれぞれ条例上の縦覧と法律上の縦覧を行っております。それで、特にその中での縦覧者は1名と2名でございますけれども特にそういった御意見はなく、都市計画審議会もことしの1月20日に行いまして県との事前協議も行った上で今回の条例改正の上程ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 縦覧も行い縦覧者もいたということであります。その中で、このまちづくりの基本とすることに地区計画を決定して良好な住環境を整備するというふうにされるわけでありますけれども、あの中におきましてはスーパーができるというふうに伺っておりますけれども、そういう中で良好な住環境が守られるかどうかという点については、その点、御協議された経過があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、縦覧の中ではもちろんそういった意見はございませんでしたけれども、もともと用途地域を第1種住居地域にすることでどういう環境が守れるかという中でのことでございますけれども、第1種住居地域では店舗も3,000平米以下に押さえられるということで、3,000平米以下の店舗に制限をしていくということでの第1種住居地域を選定してございます。これは岩堀の区画整理の中でのそういったある程度の利便性を兼ね備えた住環境の整備ということでございますので、そういった方向で進めてきているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、対岸と言ってはあれですけれども県道の向かい側にはJAがあるわけであります。JAが、Aコープが撤退をするということで利便性という形の中で言えば、あの地域にやはりスーパー等でその地域に住む住民の利便性を高める、そのためには3,000平米以下の店舗に抑えたよということ合意形成を図ってきたということでありますが、しかしながら、やはり本来あの地域は住居地域、住宅環境をよくしていく、そういう目的で開発が進められたというふうに私は理解していたわけでありますけれども、しかし、利便性と住環境の整備とどのように整合性を図ったかという点でございますが、やはり3,000平米以下に抑えられたというものの、しかしながらスーパーができることによって車の出入りも頻繁になってまいりますし、そういう点で言えばやはり交通の関係、あるいは排気ガスの関係、そういう点からすれば、また同時に騒音の関係などもあると思われまますので、そういう点から言えば、やはりこの住環境の整備という点で言えば、少し住民の願いとは外れてくるのではなからうかというふ

うに思うわけでありますが、その点の整合性をどう図られたのか。また、住民合意の形成はどう図られたのかお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際に、いわゆる商業施設を区画整理地区内に設けるといふことに対しての土地利用上の課題でございますけども、通常こういった新市街地での区画整理、市街化編入をして区画整理を行っていくと、住宅だけという形ではやはり利便性というのを確保できないということがありまして、いわゆる買い物のできる、また住宅として便利などというところ辺が求められるというところからこういった取り組みがあったのと、また、今議員が言われたようなそういった隣になりますJAの関係のもの、こういった動向も踏まえながらある程度の商業施設は必要であるというところで、これは地元の説明を行いながらこの方向に進んできたということでございまして、いろいろ今の交通の問題とか公害の関係、これについてももちろんそういった部分を調整していきながら、区画整理をやった地区がそれによって住環境が脅かされるというふうなことになるように調整をしていくということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県道から役場に向かうところでJAとコンビニとの間に一台右折車があると非常に渋滞をしてしまう、こういうようなこともあって非常に住民から危ないという指摘も受けてくるわけでありまして。あそこの地域がそのようになっているという点からすれば、交通の渋滞を引き起こす可能性もあり得るのではなからうかという懸念もするわけでありましてけれども、これは既に開発も進められてもう計画もされているようでございます。そうした点からすれば、進出する商業施設に対しての制限を3階以下ということで建物制限もかけられるわけでありまして。やはりそうした点からすれば、商業施設の制限という点から制限をかけると同時に交通の渋滞を引き起こさない、そうした取り組みもこの計画の中に住民の意見も反映させていく必要があるかというふうに思いますが、そうした点での住民からの意見はなかったかということでありましていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私の知り得る情報の中ではそういった具体的なものは聞いてございませんが、ただ、これはどこでもあり得るそういった問題でございます。ここもまだ実際にどういったものが建つかというのは全く見当がついてない状況でございます。ただ、そういった中でもこういうどういったところを進入路としていくのかとか、いわゆる県道に影響がないようにしてととか、道路のアプローチはどうするか、また、バックヤードはどうするか、こういったものは区画整理事業を進めていく中でも調整をして今までの区画整理も行ってきたいものですので、その部分ではこれからそれを協議していく、それを地区計画で法規制をしていくということは不可能でございますので、それをいわゆる市道という立場で進めていく、また、その調整を事業者が決まりましたらそういったところと調整をしていくというふうなことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 質疑通告書の中に書かれてあります幸田町都市計画条例の一部改正ではなくて、都市公園条例の一部改正についてでありますのでよろしくお願いします。

今回も同じように消費税増税による1.05%を1.08%にするという3%アップの税率改正であります。この影響額は2円ということでありました。そうした中で、都市公園条例の中の公園使用料の事例、その点についてお尋ねするものでありますけれども、具体的に例を挙げていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 具体的な事例ということでございますけれども、その前にこういった公園の施設の使用料につきましては、占用料とは異なりましてそういった課税がかかるという形でございます。ただ、その使用料の中に消費税が含まれているというふうな形になるかと思えます。ただ、その使用料のうち土地を占用する、いわゆる道路と同じように電柱などの部分とかある一定の施設を設けたり土地を占用する場合につきましては、道路法と同じように一月未満の場合は課税となる。もちろん占用と部分については、土地を占用する部分は非課税ということですが、一月未満については課税となるということから、そういった使用料と占用料との違いにあるかということでございます。ただ、過去の実績としましては、昨年度の実績としましては、例えば10億円とかそういった沢渡公園で10平米の面積で一日を借りたという、いわゆる催しがあったわけですが、そういった事例がございます。そういった場合にこれは先ほどの道路法などの占用とは異なりまして実際には100円未満の規定がございます。そういった部分では、具体的に計算しまして一日当たり、平米当たり4円ということでございますので、10平米の4円のこれは2カ所ということで消費税1.05をかけまして84円という形で計算結果が出まして、これがいわゆる占用料として徴収しているということでございます。消費税が1.08となりますと細かい数字でございますけれども84円が86円になるということから2円の影響額があるというふうな形で議案説明会でも簡単には申し上げましたけれども、内容としてはそういったものでございます。なお、25年度についてもこういったような形で一日で借りるというような場合の占用が発生しているということからそういった事例があるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） ここで、資料のおわびと訂正をします。

配付資料13号議案について、幸田町都市計画条例の一部改正と印刷してありましたが、幸田町都市公園条例の一部改正についてに訂正をさせていただきます。

13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時42分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第14号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 4月から消費税が3%引き上げられ8%になるわけでありましてけれども、そういう中で国民に対する影響ということで大体4人家族でいえば年間8万円ぐらいの負担になるのではなかろうかと言われている中で、今回、水道料、下水道使用料の消費税に伴う影響額を出していただきました。これは平均的な両親と子ども2人のモデル世帯でございますけれども、そういう中でも水道や下水道にかかる影響額が一カ月で言えば300円近い影響額、それから、1カ月で言えば179円、12カ月で言えば2,148円という影響額が出ているわけでありましてけれども、今回の消費税増税による住民負担ということから考えれば、これはたまたま水道料と下水使用料でありますけれども、しかしながら、負担は上がる一方なのにとということで国のほうでは臨時福祉給付金や子育て減税特別手当という中で1回限りの低所得者対策を増税と引きかえに行ってくるわけでありまして、今回のこうした消費税増税に対しては、やはり私も日本共産党は反対するものであります。今回出していただきましたのでそれ以上は申しませんけれども、改めてまた増税に伴い町民負担、住民負担についてもまたお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） ただいまの答弁ございますか。

環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今議員の申された新たな町民への負担をお聞きしたいということですが、今回、水道料、下水道料の消費税ということでございますけれども、景気の動向等から判断して将来的には27年10月にはこれが10%となるということでございます。これはまだ確定したものではありませんけれども、そのような格好でこれについても将来的になるであろうという予測はされています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そもそも消費税そのものが自民党の公約違反の税制、こういうもので今回8%、そして10%、行く行くは20%ぐらいにせなあかんだらうと、こういう形の中で消費税の増税の問題が議論をされてくる。そういう中で今回の8%への移行という形での影響の関係につきましては資料が出ました。それ以上のことはここでどうするだ、こうするだと言って、減免対象にするというなら大いに議論をしまししょうが、そうでもないということですのでこれで終わります。答弁は結構です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

- 5番（中根久治君） お願いをします。23号議案の平成26年度一般会計予算、15款10項総務管理費の部分についてお願いをします。

1月及び2月の報道で地方自治体の職員手当の不適切受給と還付加算金未払いというのが全国的に、まさに同時多発的に新聞報道されました。まずは、この件について愛知県下の自治体における不適切受給と還付金未払いについての実体についてお聞きします。

- 議長（大嶽 弘君） 企画部長。

- 企画部長（大竹広行君） 新聞報道のみでありますので正確な状況は不明でありますけれども、県下38市のうち37市で不適切受給が発生しております。1市については該当がない模様でございます。県下16町村中での6町村は該当がなしということでございます。その他10町村につきましては、調査中だったり不適切受給が発生をしております。近隣市では、岡崎市が56人で2,725万円、西尾市が22人で233万円、蒲郡市が46人で208万円、幸田町が22人の137万円という状況でございます。

- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。

- 総務部長（小野浩史君） 還付加算金の未払い費につきましては、町民の皆様大変御迷惑をかけました。幸田町の信頼を失うこととなり大変申しわけなく思います。申しわけございませんでした。

件数でございますけれども、まだ県に問い合わせをいたしましても、県自体の集計が出ていないということでございました。報道発表のあったもので拾いました結果につきまして、県内で33の団体においてそうした未払いの案件があったということであります。西三河9市1町におきましては、安城市と碧南市を除きまして7市1町で同様な案件があったところでございます。

- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

- 5番（中根久治君） それぞれの自治体が同時に同じ誤りをしたということは、これは考えられないわけですので、その原因はどこにあったのか。また、それぞれの自治体の共通点は何か、それについてお伺いをします。

- 議長（大嶽 弘君） 企画部長。

- 企画部長（大竹広行君） 今回、県下で起きた状況の原因でございますけれども、共通しております扶養、住居、通勤の各手当は、職員からの届け出に基づき支給するものでありまして根本的には手当に対する職員の認識の希薄さが原因であると考えますが、ただ、受給要件がわかりにくいことや、人事担当課においても定期的な調査を実施しなかったことも原因であるというふうに考えております。今回の原因は主に人為的なミスというふうに考えておりますけれども、これにつきましては、新聞報道の中身を見ますと県下同じような状況であるというふうに思います。

- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。

- 総務部長（小野浩史君） 還付加算金におきます今回の過ちを発生しました原因につきましては、申告の期限後に確定申告をされた場合の還付加算金を計算するに当たりまして、その計算の起算日を納付日の翌日とすべき場合も、法の解釈を誤りまして所得税の更生のあった日の翌日から起算し1カ月後を経過する翌日と、こうした法の解釈誤りをいたしたことが原因でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 新聞報道にもそのようにとても謙虚な説明がされておったのはわかっておりますが、同時に、全国的に、または自治体、愛知県下でも1市を除く全部がそれをやったと。これは県下の職員がみんなそうなったわけじゃないと思うものですから、何か共通するソフトを使っておったのかなという部分についてのお伺いでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） これにつきましては、先ほど説明しましたようにソフトとかそういう問題ではなくて人為的に届け出が職員からされてなかった。また、職員と人事秘書課の給与担当と、そこの意思の疎通がうまくできなかったということで、それにつきましては、新聞を読みますと全て県下の今回の始末と同じような共通な内容だというふうに考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。
- 総務部長（小野浩史君） 還付加算金の計算につきましては、コンピューターによって行っておるものではなくて計算機を用いてやっております。これは電卓をもう少し高機能にしたような計算機の手入力で計算をしております。その起算日を誤ったことの入力のミスということでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 何か同時多発インフルエンザみたいなものですが、今後こういうことのないようにするにはどうすればいいかという点についてです。とても謙虚な反省でしたので、これからの対応についてお伺いしてこの問題については終わります。
- 議長（大嶽 弘君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） まず、不適切受給の関係でございますけども、これは先ほども説明をしておりますけれども本人の届け出が原則でありますので、原則であることを周知徹底をしていきたいというふうに考えておりますし、職員に対しても個別に指導をしていきたいというふうに考えておりますし、また、人事担当課としても定期的なチェック体制を確立していきたいというふうに考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。
- 総務部長（小野浩史君） 今回の事例を踏まえまして、今後もこのような税務事務に関する研究会、研修会に積極的に参加をするなどいたしまして、知識の習得に努めてまいりたいと考えております。なお、コンピューターにおきまして課税処理をしておるところでありますけれども、プログラムを信用するというのではなくて出た結果、機械が出した結果と人間が突合するというようなことはこれまでもしておるところでございますので、そうしたことは引き続き実施をしてまいりたいと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今後、こういう報道がないように期待をしておりますのでお願いをします。

次の件は、一般会計予算の50款15項都市計画手数料について、その中の屋外広告物許可手数料についてお伺いします。

屋外広告物許可手数料は、平成25年の予算ベースでは60万円だったです。そのときインターネットのホームページの広告料は50万円だったと思う。それがことしは40万円です、広告手数料が。ホームページよりも下がりました。ネット上のあんな小さなスペースの広告料、バナー広告ですか。あれが10万円相当なんだということの価値を聞いて、そうすると、あの町にあふれる広告は一体幾らなんだろうということにとっても興味があります。数え切れないほどの屋外広告物は町の手数料を納める必要があります。これは条例で決まったりしますよね。全部の広告物から手数料をもらおうと恐らく40万じゃきかんだろうなというふうに思いますが、それが40万という設定である。この予算40万とした根拠についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、屋外広告物手数料の関係で御質問いただきましたけども、これは幸田町の手数料徴収条例に基づく、いわゆる許可手数料ということでございます。これは県の条例に基づく屋外広告物条例に基づくものでございますけども、市町村に移譲されているということで許可についての移譲がされておりますので、その部分での手数料徴収条例の部分でございます。実際に、県の屋外広告物条例によりますと許可の期間というのが3年を超えることができないということになってございまして、それに伴いまして今許可件数、毎年行っておりますけども、そういった中で26年度につきましては3年を到来する許可件数が見込みが少ないと、逆に言うと3年前の額が少なかったということで件数的にも推計的には60万のところを40万に下げて、平成23年度の事業費ベースということで40万円というふうな経過でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 屋外広告物はあくまでも届け出があつて、その許可という範囲だということでございますので、届け出がなければそのお金は入ってこないということになるかと思いますが、現在、幸田町内の屋外広告物の種類別の数というのは把握されているかどうかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、幸田町における屋外広告物の許可件数と言うか、実際に建っている部分の御質問となるとなかなか実態としては把握できていないのが実情でございます。県の公園緑地課がこの所管となっておりますけども、県内における屋外広告物の調査を行っているというのがあるかどうか、実態はあるかどうかという質問をしていたところ、実際にはほとんどがしていない状況であると。ただ、知立市が3年に1回ほどエリアを絞ってやっているというような状況がございました。これは幸田町ではないんですけども西三河の市町村担当者の会議の中では、どれぐらいの屋外広告物としての未申請とか違反とかそういったものがあるかどうかという割合を問い合わせたところ、不明ではありますけれどもおおむね5割から7割程度が、知立市では65.5%で

ございましたけれども、ある程度のそういった報告があるというふうな状況でございましたので、幸田町においてもそのような状況ではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在はどれだけ幸田町内に屋外広告物があるかということについては実態を承知していないという段階でございます。

私も先日町のほうから資料をいただきましたが、この資料については今許可をした範囲の数が載っておりますのでとても興味のある資料だと思いますから、ぜひこの資料は全議員のほうに配付していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、所管課のほうから今の屋外広告物の許可の状況が、過去3カ年ほどのものがお問い合わせがあったということでございますので、これにつきましては要求資料として提出をさせていただくということで対応したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 屋外広告物条例というのを先ほどちょっと話がありましたように、幸田町の条例を読んでみますと期限が設定してないですね。1年以上はというような表現で終わっております。3年以内という言葉そのものの明記がないということです。幸田町は屋外広告物条例そのものが存在しませんので上位条例を使っておられますが、もうしっかりしたこういう条例をつくってきちっと把握していけば予算40万なんてことはあり得ないと思いますから、まさに幸田町の中にはそういったお金がずっと張ってあるわけですので、広告1枚幾らと計算してもすごい数だと思いますから、努力すればできるような気がしておりますが、国土交通省が毎年9月1日から10日までを屋外広告物適性化旬間とかいうふうな名前をつけて不法屋外広告物について指導しているということを聞いておりますが、幸田町としては1日から10日までは何をしていますか。具体的にお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、1点目の御質問の愛知県の条例にもたれて行っておって、実際に例えば岡崎市ですと岡崎市の条例がございすけども、これは岡崎とか豊橋、名古屋、豊田、こういったところについては既に法律的に権限が与えられていると。幸田町のようにいわゆる移譲されている状態じゃなくてもともと権限があるという部分で条例制定をしているということでございまして、幸田町は愛知県の条例に従って、あとは手数料の徴収条例、これに従って行っているということで許可を含めた対策も全て県条例に基づいて行っているということでもあります。なお、具体的に幸田町に権限が与えられているものとしましては、今の許可関係は市町村に移譲されていますけども、違反広告物に対しての撤去とか命令だとかそういったものについては軽易なもの、例えば、張り紙とか旗だとか立て看板、こういった簡易除去までは幸田町に移譲されておりますけれども、それ以外の通常の違反広告物、看板等の表示、設置の停止とか、除却の命令というのは県の事務ということになってございます。そういった面では、これは先ほどの愛知県でなく全国での屋外広告物適性化旬間という形で1日から10日までということでございすけども、そういった中で具体的に幸田町が特にこのときに例えばそこで

撤去作業を行っているかとかそういったことではございません。通常パンフレットとかポスター、また、これは屋外広告物に関しては屋外広告業というのがございまして、そういった方たちと連携しながら、愛知県と連携しながらそういった啓発をしているというようなことで、幸田町独自の取り組みというのはやってございません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） お聞きをしておると幸田町は屋外広告物の実態調査はしていないと。不法屋外広告物についての把握もしていないようでございますので、この無届けを含めて不法屋外広告物についてどういうふうに対応されるのかと。3年に一遍更新すると、これはわかりますね。でも、更新しないでそのまま放っておいても一緒なんですから、更新しない例もたくさんあるだろうなというふうに思うんです。まさに幸田町内においては、屋外広告物が物すごくあふれておるんじゃないかなと。とても南北に長い町ですから広告物の張り放題というふうな気がしておりますから、その辺についてどういう対策をこれからしようとしているのかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田町としましては、いろんな今までの屋外広告物に対しての対応として撤去できるものは撤去しておったわけですが、本格的なそういった活動というのはしていないのが状況です。これは主に屋外広告物の申請というのが、これは条例に基づく登録された屋外広告業という方がいらっしゃいます。いわゆる看板屋さんが申請するケースが多いものでございますので、そういった屋外広告業の方との研修会を年2回、これは愛知県が行ってるんですけども、そういったところで周知徹底をしていながら、いわゆる業として行うからにはそういった違反看板とか、更新をしないとか、そういった状況にならないように、これは官民一体となって指導しているという状況でございます。ただ、幸田町独自でそういったものという御質問でございますので、町としましても広報での啓発とかホームページなどでの啓発、そういったものもしっかり行っていくように対応したいと思っております。撤去についても、実際幸田町ができる撤去、簡易撤去は限られますので、これを今御指摘のありましたような愛知県権限のものについては幸田町から愛知県のほうへそういった通報をしながら、一緒になって規制を守っていくというふうな形をとっていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ちょっと具体的に場所から入っていきます。三ヶ根駅の西の屋外広告物です。これは前にも一度お伺いしたことがあるんですが、あの広告物の所有者というのは一体どなたになるわけですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 西尾市観光協会と書いてある看板だと思いますけども、こちらにつきましては、三ヶ根駅開駅の当時に幡豆町の協力をいただいたということがありましたので、幡豆町が看板を設置したと聞いております。古いことですので、その経過につきましては記録等もございませんのでわかりませんが、その後、平成3年に三ヶ根駅西口の駐輪場の設置工事を実施する際に現在の位置に移転されたものでございます。こちらの幡豆町の観光案内看板につきましては当時は幡豆町が設置したわけでご

ございますけども、現在西尾市に合併されたことに伴い西尾市であるのか、その名称である西尾市観光協会へ移管されたのか、その辺はちょっと不明でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、今現在あの看板の所有者というのは具体的にはっきり言えないということでしょうか。もう一遍お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） これにつきましては、窓口は西尾市が窓口になっておるわけでございますけども、所有について観光協会なのか西尾市ということなのか、ちょっとそこら辺の確認はとれておりません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると具体的に手数料というものはそこからいただいているのかどうかと。西尾市の観光協会ですからこれは公に等しいですよ。そういうところの看板ですのでそれが手数料なしかと、許可してないのかと、そういう部分について、手数料についてまずお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この質問につきましては平成24年9月議会にて御質問いただきましたけども、この看板、東海道本線の路端から100メートル未満までのいわゆる禁止区域内にあると。ただ、特例がございまして商業地域でございますので、そういった商業地域とか、近隣商業とか、人口集中地区、DID地区です。は、こういった禁止区域から除外されるため許可地域となっていると。また、この看板につきましては、基準としては表示面積ですけども片面で高さ10メートル以下というふうなことでこういった基準にも適合しているわけですけども、この今の所有権の問題もございまして、実際この県条例の第6条で適用除外というのがございまして、その中では地方公共団体とか公共的な部分の目的を持って表示するものについてはそういった禁止区域とか禁止物件とか許可地域等の規定は適用されないということから、この部分については実質今話があったように西尾市役所に事務所がある中でのことであるということから、我々は当初幡豆町からとか西尾市だとかそういった経過からすると、屋外広告物の担当としましては24年9月の議会でお答えしたように、特例での屋外広告物部分についての手数は適用除外というふうな状況になってございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、あの駅前の広場に広告物は誰がいつ設置してもいいと、これは許可なんかそういう問題じゃないというふうな解釈でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、内容として適用除外となるものがいわゆる地方公共団体だと、もしくは公共的な目的でという内容でございますので、例えば、民間がということではそういった許可を出していただく形です。禁止区域ではないので、いわゆる許可区域ですので許可を出せる区域だと。それに対してはいろんな基準がございまして、面積とか高さとかそういった基準の中に適用すればそれは許可がおりるということでございますので、その許可申請はやっていただくような形になると思います。ただ、一つ

先ほどの環境経済部長の中で今確認をとっているという部分です。その部分が所有権の関係がどうかということがございますので、それについては、我々も適用除外となるかどうかというのは改めて確認はしておく必要があるかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 適用除外かどうかというのは許可届が出て、だから適用除外だよということがあり得ると思うんですが、幸田町としてあの看板について西尾市とどういう契約をされておるのかなど。その部分はちゃんと契約されとるのかと。その部分がなしで適用除外ですよ、西尾が何年前につくったからそのままですよじゃいかんような気がしておりますのでその契約内容です。もう確かにあそこの両面の広告物、広告料にしてもえらい高いと思うんですが、あの広告料は幾らなんだろうということに興味がありますので御存じなら教えていただきたいというのと、どのような契約をされておるのかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） あちらの看板につきましては、過去の経過から使用料等はなく無償の形で現在までできております。こちらにつきましては土地の使用を含め届け出、契約書等がございませんので、こちらにつきましては西尾市と調整を図って届け出を出していただくなり、行政財産の使用届等を出していただくなりして事務を進めていきたいと考えております。

なお、広告料でございますけども、あちらにはかんぼの宿とか、グリーンホテルのほかに宿とか施設等が明記してあるわけでございますけども、そちらにつきましてはうちのほうで把握しておるものではございません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 去年でしたか、たしか質問させていただいた意図の一つに駅前が余りにも狭いと、狭過ぎる。その狭いところの一番の喉仏のところにあの看板がどんとなっとる。そうすると、あの看板があるために駅前をどのようにこれからデザインするかという部分についてもどうしようもないなと、そういうことがあるもんですから、なるべくあの看板を早目に撤去してもらいたいというのが地元の考えの一つであります。それが最近、特に御存じのように三ヶ根駅前の駐輪場の自転車物が物すごくよく盗まれます。町内でもトップクラスで自転車盗難が発生しとるわけですが、その要因の一つが、あの看板によって裏側の自転車置き場が全部目隠しになっております。見えないです、裏がどうなっとるか。そういう状態にあの看板が今存在します。確かに、その前に防犯カメラをつけていただきましたのでとてもいいなと思っとるんですが、防犯カメラの裏にそういう自転車置き場があるもんですから、看板の裏に。そういった意味でもぜひあの看板そのものは外してもらいたいというのが私の願いでございますが、そういった交渉はされたことがございましょうか、どうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） そちらの撤去ということで話した経過はございません。あの看板につきましては、過去の経過から幡豆町、幸田町の関係を示すものでございますので、また三ヶ根駅に来られた方の三ヶ根方面への観光の入り口として見ていただける

のかなと思っておりますし、本町につきましては、三河湾観光ネットワークということで蒲郡市、岡崎市、西尾市、安城市に加入して、加盟市まちと協力しながら三河の地域の観光振興を進めている立場でございますので、その辺からも当該の看板の撤去ということは現在考えておりません。また、この看板につきまして契約等もございませんので適正な管理とは言えませんので、早急に西尾市と調整し適正な対処を行っていきたいと思います。また、防犯面でございますけれども、本年度につきましては無料休憩所付近に防犯カメラ1台を追加ということで、2台目になるかと思っておりますけれども設置していく予定でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 過去の経緯云々と言いながら一度も話し合ったことはないわけです、西尾市と。話し合ったことがなくて看板を見られたと思いますが、三ヶ根駅をおりてどのように三ヶ根山に登るかとか、西浦温泉に行くかというようなそういったルートも書いてない看板です。要するに、三ヶ根駅をおりてこういう看板だよと、ここを通ると三ヶ根産に登るよとか、何とか屋へ行けるよと、ホテル何とかに行けるというそういうルートがあるならいいんです。そうじゃないです。三ヶ根駅になくたっていいような看板なんです、内容が。まして今地元としてはとてもその部分を何とかまちづくりのほうとしてもあそこの部分を何とかしたいというような声が出ておりますので、やっぱり地元の声を聞いていただいて、それでやはり西尾市と話し合っていたかかないと、もう西尾市とは長い縁を結んでおりますからできませんよとか、撤去は考えておりませんでは、それは地元の声はどうされるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） あの看板につきましては、早急に西尾市と調整を図っていきたいと思います。また、地元の声ということで西尾市にもお伝えしていきたいとは考えております。西尾市さんがこの看板を書きかえるときが来れば、また幸田町の観光も入れるような調整も図ってはいきたいと思っておりますけど、まずは西尾市に言って今ある看板についてはっきりしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） それは去年聞きました。西尾市へ行って話やってきますよ。まだ話し合っていないんだなということが今よくわかりましたが、そうじゃなくて、ですからきちっと話をして今地元の意向はこうなんだと、現実こういう犯罪が発生しておると、看板の裏で何が起きておるかわからん、そういった部分をきちっと我々地元に住んでおる人間としてはしていただきたいなと、そういうことを願っておるわけです。あの看板そのものが幸田町と西尾のためになると。確かに三ヶ根駅をおりたらここを歩いてこう行くと三ヶ根山に着くよという案内図がついておればそれはいかにも三ヶ根山を利用すればいいんだなと、三ヶ根駅を利用すれば三ヶ根山へ行けるんだなと思うんですがそういったものは一つもついてない。それであそこにある意味があるのかと。そういったところをきちっと西尾市と話し合っていたら地元としては撤去の方向で話を進めたいというふうに今思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ただいま議員の意向につきましては十分理解しましたので、その旨、西尾市と相談していきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） あそこのあの位置の看板が鉄道の距離からの云々という部分もありまして、いろんな意味で問題があるとすれば、あそこの駅前をこれから地元の町も、町のほうの内部で一生懸命駅前をどうしようかというふうな検討会を開いておっていただきましたよね。検討会を開いていただいとりながらあの看板がネックであるということは承知の上だと思うものですから、その部分についてももう少し一歩進めていただきたいなと思うんです。三ヶ根山に関する広告塔はあそこにあるんですが、ちゃんとしたこっち側に殉国七士の墓の案内とか記念碑も置いてありますよね。ああいうものを活用してもらえればいいということと思うんですが、そういうこともしないで看板そのものをいつまでもあの状態で置いておくことが、これは地元としてそういう駅前に他の市の広告塔が無料で何十年も置いてあると、それをそのまま放っておいていいのか。ああいう看板は例えば幸田駅につけますか。相見駅につけますか。幸田町の看板を西尾市につけますか。つけないでしょう。その辺の考え方をきちっとしてほしいんですよ。一歩進めてほしいと思いますがいかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 地元の意向は十分承知しております。また、過去の経過もございまして、その辺も踏まえ、地元の意見も踏まえて西尾市と協議をさせていただきますと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ協議をしていただいて、その協議結果についてもお知らせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 答弁ありますか。

環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 承知いたしました。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 新年度の予算、この基本的な考え方は災害に強く安心して暮らせるまちづくりということで進めておられる中で、主に防災、減災の事業について絞ってお伺いをいたします。

まず、新規事業であります消防費の中で、救助工作車用資機材整備の中で空気式救助マットを整備されるということですが、目的はどのようなものか、幾つを計画しているのかお聞きいたします。

また、同じく消火栓・防火水槽看板ポール設置についても目的はどのようなものを計画しているのか、幾つ計画しているのかということをお聞きします。

もう1点、各区へ装備される折りたたみ式リヤカー、これについても目的はどのようなものかをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず初めに、空気式救助マットの目的についてでございますが、このマットにつきましては、火災で逃げ送れた建物の上層階に取り残されて飛びおりの以外に脱出する方法がない人が飛びおりにする場合に、安全に受けとめることができるように救助するためのものがございます。どんなものかといいますと、空気ボンベ、あるいは送風機で空気を送り、膨らました大きなエアーマットのようなものがございます。飛びおるときに人がエアーマットに着地すると、内部の空気がクッションとなり身体への影響が少なく安全に着地できるものです。今回1基の配備を予定しております。

続きまして、看板のほうでございますが、目的としましては消火栓や防火水層など消防水利の所在を明らかにし、消防署及び消防団の水利部署の迅速性を図るとともに、消防活動が駐車車両によって支障をきたさないようにするためのものがございます。どんなものかということでございますが、現在設置されているものと同じ形状のもので、ポールに消火栓、あるいは防火水槽の文字を記載してあるいわゆる消防水利の標識でございます。来年度につきましては30カ所を予定しております。

それから、折りたたみリヤカーでございますが、目的としましては災害発生時に防災資機材や食料、水、あるいは傷病者を速やかに避難所等に運搬、搬送することに利用するもので、コンパクトに折りたたむことができ軽量で組み立てが簡単なものと考えております。アルミ製で折りたたんで収納ができ、おおよそ150キロぐらいの積載が可能なものを予定しております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ということでお伺いいたしましたが、1番目の救助マットなんですが、近隣はどのような整備を進められておるのか。

それから、このマットのちょっと細かくなりますが値段。これが救助に役立った事例等はあるのかどうかということ。それと、先ほど2種類の方法で膨らますということなんですが、早く膨らまないと意味がないというふうに思いますが、どれぐらい時間が係るものなのか。また、飛びおるということですので、これらの訓練の必要性等があるかどうかということをお伺いします。

もう1点、折りたたみ式リヤカーですが、いつごろ地区に来るのか。総合防災訓練には間に合うのか同かもお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、空気式エアーマットの近隣の整備状況でございますが、岡崎消防本部には3台の救助工作車、そして蒲郡市には1台、西尾市にも1台配備されておりますが、これらの救助工作車に全て配備されております。しかし、岡崎市の2車両、最近更新されたものについて幸田町が今回導入されると同様の空気ボンベでマットを膨らます形状のものが配備されておりますので、この新しい空気ボンベ、もしくは送風機でマットを膨らますものの購入を予定していきたいと考えております。

値段でございますが、今回救助資機材整備は当初予算で400万円計上させていただいておりますが、そのうち、このマットにつきましては270万円を予算計上しております。

ます。

それから、役立った例ということですが、これにつきましても先ほどの3消防本部にお聞きしたところ、現場で準備したことはあるが、実際の救助で使ったことはないということでした。

膨らむ時間、方法でございますが、約1分で膨らみます。落下地点まで運び、空気ポンプ、あるいは送風機で内部に空気を送り込み、1分で膨らまして準備が完了となります。訓練の必要性でございますが、当然、人命救助につきましても迅速かつ的確な活動が求められますので、そのための取り扱いの訓練は必要不可欠と考えております。

リヤカーの配備につきましては、当然せっかく予算ということでお認めいただきましたらできるだけ早急な対応をして、当然9月の防災訓練、あるいはそれ以降ぐらいに行われる各地域の防災訓練に間に合うような形で配備をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） もう1つの新規事業でありますけども、幸田中学校に防災備蓄倉庫設置ということでありますが、中学校で初めてかと思いますが、昨年までの小学校の設置完了状況と、今後さらに中学校への設置する計画についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 各小学校の防災備蓄倉庫の設置につきましては、平成18年の深溝小学校から23年にかけて6小学校全ての学校に整備をされております。今回、幸田中学校に設置をさせていただきますが、次年度以降、南部中学校、北部中学校につきましても設置を計画していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） どれぐらいの年度でということが抜けておりましたけども、考えがあればまたお聞きしたいと思います。

そして、新たな倉庫設置について何か工夫された箇所はあるのか。設置の中身についてもですが、時に中身については新しい機材等があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今後の予定でございますが、小学校につきましても順次継続的に設置をしていきました。残りの2つの中学校におきましても、できれば順次設置をしていきたいと考えております。

次に、新しい防災倉庫の工夫箇所等ということでございますが、防災倉庫の規模につきましては、現在の小学校の防災備蓄倉庫と同様のものを設置したいと考えております。また、幸田中学校は幸田駅から比較的近い距離にあるということから、地域防災計画に記載しております帰宅困難者対策に対する避難所対策として今後位置づけたらと考えております。

また、中学校におきます新しい備蓄品や新しい機材ということですが、阪神淡路大震災、それから東日本大震災、あるいは三河地震など、寒い時期に発生しております。また、反対に関東大震災では夏季に発生しております。このように冬場、あるいは夏場の

時期における避難所対策として、今回石油ストーブ、電気ストーブ、夏場のミスト扇風機等、避難所での避難者の苦痛を軽減したり、あるいは緩和するものを配備していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） わかりました。

次に、継続事業でありますけれども、消防費、自主防災会補助金の活用についてであります。これは行政区が防災資材をそろえるときに50万円限度、50%というものを補助するという事業でありますけれども、平成25年度補助実績と各防災会でのこの補助の活用事例があればお聞かせください。

それと、25年度の執行率は64.5%ということでちょっと低いようにも感じるわけなんです。活用の周知が不足をしかったのか、各区が既に充足しておったのかについても伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） ことし平成25年度の実績につきましては、14の区から123万1,000円、執行率64.79%の補助実績でございます。これの活用事例といたしましては、各区防災会で地区の防災訓練等で使用、活用していただいております。今年度の執行率が低いということですが、これにつきましては毎年区長様のほうに周知しておりますが、特に、ことしにつきましては防災倉庫だとか防災車両といった高額な補助が多くなかったものが原因によるかと考えております。次年度におきましては、既に防災倉庫1基と防災車両1台が要望が寄せられております。ほかにも寄せられておりますので、来年度の執行率は高くなるものかと考えておりますが、さらに周知を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ことしは、新年度は活用の既に申し入れがあるというようなことでありますが、行政区の間で温度差が出ないようにしっかりと周知をお願いしたいということです。事例などをしっかりと示して周知をされたらというふうに思います。特に、炊き出し用に使いますはそりだとかこんろ、あるいはテントみたいなものは地域のコミュニティー行事などでも使いますので、こちら辺もしっかりぜひ広めてPRしていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 各地区の防災会の充足ですが、まだまだ不測しているものがあると思います。ただ、組織としまして大きい、小さいというようなこともございますので、その地域の実情にあった資機材の整備ということで今後消防としても自主防災会のほうに御指導ということで一緒に考えて、いろんな資機材の配備等を考えていきたいと思っております。

それから、資機材につきまして議員のおっしゃったとおりだと考えております。ふだん使わなければ防災資機材があるにもかかわらず災害時にも使わない、それ以上にあることすら知らないということも考えられます。こうしたことから、防災訓練だけではなくて区の事業等に広く活用していただくように、今後こういうことも含めて防災会、あ

るいは区長様方に周知を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 先ほどの例ですけれども、ベンチ式、コンロにも変わるというやつです。こういうのもぜひお願いしたいと思います。この答弁は結構です。

次に、土木費。これは新規ですが、要緊急安全確認大規模建設物耐震診断費補助という、ちょっと長いですが、これは大規模な地震に備えて建築物の地震に対する安全性の向上を促進するためのもので、去年11月に建物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正されたと同時にこれが出たわけなんですけれども、今回、幸田町の大規模建物とは具体的にどういったものが対象になるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員が言われた建築物の耐震改修の促進に関する法律、これが11月25日に改正されたということで、これによって既存の耐震の不適合建築物への規制措置が定められたということで、これによりまして期限を定めて耐震診断、その結果の公表が義務づけられたということでありまして、その内容につきましては、大きく分けて2つございます。その中でまたさらに5つに分かれるわけですけれども、ちょっと申し上げさせていただきますと、1つ目の特定既存耐震不適合建築物、この中で要緊急安全確認大規模建設物というのがございます。その中に3つほどございまして、不特定多数の者が利用する大規模建築物が1つと、避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、また、一定量以上の危険物を取り扱う大規模建築物と、貯蔵場です。というような3つがございまして、それ以外に、大きな2つ目として通行障害既存耐震不適合建築物というのがございまして、これは要安全確認計画記載建築物ということで緊急輸送道路の避難路、沿道建築物と防災拠点建築物と、この2つが。細かく申し上げますと、これが全部で5つの項目が今回公表、もしくはそういった診断というのが義務づけられてきているという状況でございます。

今御質問のあります町で予算化、45款30項10目の住宅管理費で624万6,000円の新規計上をしてございますけれども、このものが大きく分けた1つ目の要緊急安全確認大規模建設物ということで、これは例えば旅館等であれば5,000平方メートルを超えて3階建てを超える大規模なものが対象ということで、愛知県内に154棟あるその中で幸田町が天の丸が対象建築物となり、来年度県内では45棟を診断するということでもありますけれども、その中の45棟の中の1つに幸田町の1つの建築物、旅館等ということでご当たるということでございます。

なお、診断についてですけれども、これは国と県と町で2分の1、4分の1、4分の1ずつで負担しながら全額補助で行いながら、これの報告が平成27年12月31日までに報告する義務が、公表する義務が生じたということでございます。なお、診断によって不適合となるとかそういった耐震上問題があるということになれば、これは改修についてはまた別途ほかの施策で展開していくこととなりますけれども、今の時点では、とにかく診断をしてその診断の結果を公表するというふうな対象に幸田町では1棟該当しているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今回は天の丸だけだということではありますが、今後も2次、3次、診断の義務化が加速してくると思いますが、その中で1つ沿線です。道路沿道の建築物についても義務化がされてくるということではありますが、これは愛知県がもう既に施行されるというような動きとなっておりますが、これが施行されると町内で対象する建物はどれぐらいになるのかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど答弁させていただいた大きく分けた1つ目が先ほどの天の丸ということでございますけれども、大きく分けて2つ目、いわゆる要安全確認計画記載建築物というのがこれに当たるわけですが、いわゆる緊急輸送道路沿いの避難路沿道建築物と申し上げますけれども、いわゆる倒壊した場合に全面道路の半分以上、過半を閉塞するおそれのある高さ6メートル以上の建築物が対象となるということで、これは愛知県の計画でございますけれども、耐震診断の結果を平成31年3月31日までに報告をするということになってございます。これを県の計画としては平成32年度までにこういった避難路の建物を5分の1に順次削減するというようなことを考えている状況です。ただ、現在新聞にも公表されましたけれども、第1次緊急輸送道路、第1次ということで50路線が、延長で873キロメートルを県が指定したわけですが、これを具体的に取り組むということで県下では第一次緊急輸送道路の中で933棟が愛知県の中で対象となっているということでもあります。この第1次緊急輸送道路というのが、幸田町では248号線と23号線沿いということでの指定が愛知県でしておりまして、ここの沿線での対象となるものは現在のところございません。ということで、今の2点目の御質問についての幸田町の該当はないということでございますけれども、これは今現在第1次ということで、これから第2次に拡張されたりする可能性があるということで、第2次緊急輸送道路は県道の岡崎幸田線とか、安城幸田線、また幸田石井線という3つの路線が第2次緊急輸送道路ということで指定しておりますので、この3路線の沿線には、実は幸田町では46棟あるということが統計上出されておまして、第2次緊急輸送道路への告示はまだされておませんが、幸田町としましては今後のことも考えまして、この46棟、これは木造だけでなくございますので、今我々が取り組んでいる木造住宅、これも46棟の中に入っておればこれを優先的に取り組むというような形の姿勢を、新年度についてそういった部分で緊急輸送道路部分のいわゆる単なる建物倒壊でなくて、道路を閉塞するおそれのあるというようなところの建物について耐震化を強化していきたいというようなことを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） あと1点だけ聞きます。休憩時間がきておりますが、耐震シェルター設置補助金についてでございますが、新規事業、本年度25年にあったわけなんですけれどもこの補助金の活用実績と状況、それから近隣の補助制度がどんなものか、あるいは実績があったのかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） その2点について合わせてお答えさせていただきますけれども、

県内では54市まちのうち19の市町村でこういった耐震シェルターの制度化を行っておりますが、実際に県下で耐震シェルターを今年度、25年度に実施したのは9件のみでございました。幸田町ではゼロという状況でございました。具体的には名古屋市とか春日井市、一宮市、愛西市、半田市です。こういったところで実績があるということは聞いてございます。という状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今年度は幸田町はなかったということで、新年度も同じように予算を組まれておりますので、ぜひどんな施策を周知されるのかという点と、シェルターを製造しているメーカー、あるいはその価格についてお伺いいたします。これが最後であります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） なかなか耐震シェルターのほうが進まないということで、この背景にはシェルターを設置する採択用件が判定地が0.4以下であることとか、障害者とか高齢者、世帯に限定しているというようなどこら辺が一つのハードルとなっているのかなということがございます。また、合わせて工法が、工事です。そういったメーカーが指定されておまして4社のみでございます。具体的なメーカーはここではお答えいたしません。4社に限定されているというところ辺が、これは愛知県の基準でございますけれどもなかなか進まない要因ではないかということで、これから新年度に向けてこういったシェルターへの採択用件の再見直しとか、また、メーカーを含めたいろんなシェルターについての新たな取り組みができないか、柔軟な方向性はできないか、こういったものは考えていきたいと思っております。

価格的部分につきましては、25万円から高いものでは277万円というふうな事例がございます。これは本体とか附帯の基礎だとか、そういったものをいろんな部分でございまして、一概に幾らという形ではできませんが25万円ぐらいからあるということだけお伝えしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長の施政方針と予算編成の取り組みについて、まず伺いたいというふうに思います。

3月3日の町長の施政方針が述べられまして、その中で伺うわけでありましてけれども、町長は今回箱物をつくらないということで表明をされ、そして新聞等にもそれが報じられているわけでありましてけれども、施政方針の中ではそのようなことはふれられておりませんけれども、しかしながら今回の予算への取り組みにつきましては施設改善や、あ

るいは制度の充実等へ振り分けたよということでございますが、具体的にこの取り組みというものにつきましては、一般質問でも言われましたように時期を狙ったものについての予算への布石というような取り組みだったのか。その点について伺いたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今年度の26年度当初予算につきましては、災害に強く安心して暮らせる強いまちづくりを実現するためにということで、そういうことを大きな根本におきまして、また、町村合併60周年という節目の年でもあるということで何らかの形で一步前進していきたいという予算の組み方であります。当初、一応箱物については状況を見ながらまた考えていくという話は前からしてのわけでありますけれども、特に、防災安全対策につきましては橋梁の長寿命化計画だとか、先ほどもお話がありましたように中学校の防災倉庫の設置だとか小中学校の耐震化の問題、それから小中学校の防犯カメラの設置、それからハザードマップの作成だとか道路照明の点検だとか、それから体育館の天井の耐震化設計だとか、いろいろなそういう防災に強いまちということでの施策も取り込んでおります。それから、大草保育園の整備だとか、沢渡公園等のトイレのバリアフリーだとか、工業開発その他もろもろのそういうものに対して予算編成をいたしたところでありまして。景気動向が少し上向きになっているという状況の中で財政を組ませていただいたわけでありましてけれども、今後については60周年の記念式典、それから、第6次の総合計画に沿っていかれるような予算編成をさせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 景気が上向きし、そして法人町民税なども前年度に比較すると倍価というような中で財政状況も好転している中で、しかしながら来年度予算につきましては財調を取り崩しをし、そして繰り入れをした財政運営をされている。こういう予算編成の主な要因と言いますか、町長が言われますように、よく9億円が消えちゃったと言われたわけでございますけれども、こういう取り組みが箱物はつくらないにしても財政のばらまきではなかろうかというようなことも聞こえてくるわけでございますが、裏を返せば確かに町長が言われるように安全安心なまちづくりに予算編成を組んだよと言われればそのようにも見えるわけでありまして、しかしながら、本当に今回の予算編成が暮らしやすいまちづくりとして住民が住んでよかったなというようなことに実感できるような予算編成になったのか、その点について町長としてはどういう見方をされているかお尋ねしたいと思います。

それから、そうした中でありますけれども、防災対策につきましては先ほど酒向議員の中にもございましたけれどもなかなか進まない。特に減災、命を守る、そういう取り組みにつきまして木造住宅の耐震化対策がなかなか進まない。これをどう促進させていくのか。その点について町長としてはどのようにお考えなのか。これとって決め手がないと言えればそれまでですが、また同時に多額の費用も伴うことからなかなか踏み切れない、そういう人たちの命を守る取り組みとしては耐震シェルターも制度としてつくったにもかかわらず進まない、こうした取り組みをもう少し発展させていく必要がある

のではなからうかと思うわけではありますが、その点についてお聞きをしたいということが2つ目であります。

それから、子育て支援についてお聞きするわけであります。

この予算編成の中でも取り組まれているわけではありますが、現在、幸田町は人口が急増しているということで子どもの数も非常にふえてきている中で、安心して子どもを産み育てられる、そういうまちづくりがやはり住みよいまちにつながるというふうに思うわけであります。しかしながら、私も一般質問で質問をいたしましたけれども、なかなか保育園に入れない、そういう中でやはり保育園の増設ということも考えていかなければならないのではなからうかというふうに思うわけであります。その保育園の増設が町長は民営化の促進とか、相違したものに向けようとしておられるわけでございますけれども、やはり一般質問でも明らかになりましたように、例えば地域型保育にいたしますと規制緩和の中で保育士の資格を持たなくても運営ができるというような、そういう規制緩和もなされております。やはり町の責任で安心して預けられる保育園というものがより望んでいるものではないかというふうに思うわけであります。そういうものもやはり取り組んでいかなければ、これはなかなかふえたから慌てて施設をふやしていくということでは遅いわけありますので、やはり税収が上向きになっているならばそうした取り組みも段階的にやっていく、そういうことも必要ではなからうかと思いますが、その点についてお聞きするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 数件にわたりまして御質問をいただきましたけれども、まだ財政調整運営ということで箱物、それから、また財政のばらまきではないかというようなお話をされたわけありますけれども、私はそのように思っておりませんでして、財政の堅実、健全化ということで一つ一つ着実に財政運営をしていきたいということを前提に申し上げているところであります。箱物行政につきましても、今後必要なものについてはつくっていくということは前から申し上げておるわけでありまして。その財政運営に基金的なもので積んでいかないと今すぐにものはつくっていかれないということで、ある程度貯金をしなくちゃいけない、そういうことではためていかなきゃいけないということと、もう1つは、そのばらまきというのがどういことがばらまきになるのかということだと思いますけれども、私はその地域、地域で必要とされるようなものがあれば、それはその地域にしっかりおろしていくようなものはつけていきたい、予算化していきたい、そのようなことを思っております。

それから、住んでよかったと言いますか、そういう住んでよかったとか住みたくなるまちだとかというのはキャッチフレーズは非常によろしいわけであるわけありますけれども、実際に今住んでいる人がそのところで住環境がよくなって昔からの幸田町といういい要素を持ったところで住んでいくと、そういうことが今一番いいことだろうというふうに思っております。まず住んでる人が一番いい気持ちで住まなくちゃだめだというふうに思っております。

それからもう1つ、減災の取り組みでありますけれども、減災につきましては幸田町は近隣よりも必ずかなり皆さんが一生懸命やっただいていただいているというふうな思っています。

それは町のかけ声だけじゃなくして、地域の皆さん方が地域でそれぞれ減災、防災のために動員して地域の皆さんが何百人と出ていただいて実感としてやっていただいている、これが幸田町の減災の一番いいところだというふうに思っております。今後も毎年、毎年この地域の皆さん方と一緒に防災、減災については、体をもって経験をjして将来何が起こってもそれに対応するような形で進めていきたいなというふうに思っております。

それから、耐震シェルターだとかそういう問題につきましても、やはり皆さん方の御要望があるかと思ひます。そういうものを地域でそういう方が耐震の問題とかシェルターの問題につきましても、やっぱり実際に使うと言ひますか、それをやれるようなムードと言ひますか、そういうことも検討しなきゃいけないなというふうに思ひます。ただ、使われなから予算が余ってしまうというだけではいけないと思ひまして、いかに利用していただけるかなということもさらに追求していかなくちゃいけないというふうに思ひます。

それから、子育ての問題についておっしゃったわけでありすけれども、人口急増と申しすか、向こう10年は人口問題研究所も幸田町は人口が15%なり伸びていくというようなことをおっしゃってます。それに対応するためにも現在でも北部中学校だとか坂崎だとか、下のほうの教育の原点をどういうふうに考えていくかと。校舎の増築だとかそういういろんなものを相対的に考えなくちゃいけないということ。それから、子育て、保育園の問題等々でありすけれども、国全体としては人口が減少の段階にあるわけでありすけれども、特に東京都と愛知県については大幅な減少は今のところないようでありす。向こう10年ぐらいです。それに対応するにはどうしたらいいかということで、ただ公のものばかりつくっても将来的に人口が減った場合にまたその辺の問題も考えなくちゃいけない、そういうところは民間の力をお借りしたい、民間の力を借りて公と民間で一緒になって幸田町の子どもたちを育てていきたい、そういう気持ちでありす。今のところ私は民営化と言ひますか、地域の皆さん方の長として保育園を増築すると言ひますか、新たな鷺田の保育園みたいな増築はやったわけでありすけれども、まだあれで定数いっぱいまで入れておりません。まだ少し余裕もござひますのであすこにも確保していきたく思ひますし、あとは民間の力を借りて公の物は現在のところ、今のところつくる必要はないであろうというふうに思ひます。民間と一緒に子育てを支援していきたく思ひます。

以上でござひます。一つよろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、財政が好転をしていきている、そういう中で今回好転したにもかかわらず厳しい財政運営をしていよということ言われるわけでありすが、ずっとこのまま厳しい、厳しいということ将来も見通していかなければならないのかということござひますが、その点についてはどうかということでありす。

次に、法人町民税の一部国税化についてでありすけれども、今回12.3%が2.6%国税化で、そして9.7%が町の法人町民税として入るわけでありす。それが10%になればまた引き上がってしまうということで、しっかり決まていよわけではありせんけれども、しかしながら町の法人町民税といたしましては8%になるであろう

と、最終的には。こういう状況の中で、やはり私はこの法人町民税は法人にも大分の負担をしていただくという、そういうスタンスに立っていかなければいつまでもじっと我慢になってしまう。そして、平準化と言いながら幸田町の財政はなかなか交付税が入らない、そういうことで町民にずっと厳しい財政運営であるということでは、これは本当に夢もない町政になってしまいます。そうした点で一部国税化に対応するためにも、やはり法人への大分の負担というものも主張するものであります。町長は物づくりのまちとしてそれはできないというふうに言われておりますけれども、これは今後の検討課題ということで、やはり法人町民税の一部国税化については今後考えていく必要があるのではないかとこのように思いますので、その点について再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私、就任しましてから財政運営が厳しい、厳しいというようなお話もずっとさせていただきました。現実にそれは幸田町の財政、将来に向かってのことを考えまして財政運営を厳しい中でやってまいりましたですけれども、その中で町の借金も少しずつ返すと言いますか、40億ぐらいの返済も26年度にはするという事になります。それから、27年におきますと町民会館ハピネス・ヒルの関係で相当の税収が借金も返済できるということで、1年に五、六億ぐらいの返済になるだろうというふうに思います。今大体十二、三億あるところが半分ぐらいになるであろうということで、そういう意味で先行きは少し借金も少なくなって身軽になれるかなという気がいたしております。それにおいて、将来にわたって必要な箱物というものは次に出していこうというふうに思っております。それは先ほど丸山議員がおっしゃったような子育ての面においても各地域で子どもをしっかり預けて、放課後児童教室、そういうものも全部1カ所でまとめてやれるようなそういうものもつくっていく、そういうことによってまた人口の伸びもふえるであろうし、今区画整理をやっているところにおきましても住居が、戸建て住宅がふえて定住してもらう人もふえるであろうと、そういう将来展望にわたって心の中は予算は厳しいと思っておりますけれども、将来的には幸田町の発展のためにもある一部は予算の運営をしっかりやりながら無借金経営じゃなくて資金の運用をうまくやりながら財政運営をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいともいます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税の一部国税化に対応することを検討していく必要があるのではないかとこのことについてはお答えがございましたが、今後も変わらないということなのかどうなのかお尋ねしたいというふうに思います。物づくりのまちということで幸田町をこれからも発展させていきたいと、そういう考えのもとに立って法人への負担というものは求めないということで突き進んでいかれるということのようでございますけれども、しかしながら、これはやはり全国では6割という法人住民税の超過課税もしているわけでございます。そうした点からすれば制限税率いっぱいまでかけて、そして住民の福祉充実のために使うべきではないかというふうに思うわけでありませぬ。特に、一部国税化の名のもとに国の横暴に対応していく、この辺も必要ではなかる

うかというふうに思います。

次に、消費税増税が4月から実施をされるわけでありまして、今回予算の中では入ってきて出る、そういう中で、要するに収入と負担でありますけれども、この影響を具体的に答えたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど失礼いたしました。法人町民税の国税化等々についてはお答えしなかった、申しわけなかったと思っておりますけれども、法人町民税と言いますか、その負担ですけれども、不交付団体においてはそういうことが課せられるということでもありますけれども、幸田町においては、私どもは今物づくりのまちとして一生懸命幸田町の企業、それから学校、金融、いろんなところとタイアップして幸田町のさらなる発展を願うためにいろんなところで手を出しております。それが一つ一つかなうような形になってくるだろうというふうに思っておりますけれども、まず1つは、幸田町に岡崎市から企業が入ってきているわけです。例えば、六栗にある鈴木化学工業なんていう企業も福岡から幸田に入ったわけだけでも、幸田に入ってよくなったって何がよくなったかなと言ったら法人事業税がないわけです、幸田町は。岡崎市、人口30万以上になりますと法人事業税というのがたしかとられるということで、幸田町に入ってきたら職員にそれだけ福利厚生がよくできたというようなことをおっしゃっておりまして、それはそれでまた幸田町に来ていただければ人口30万以上の企業についてはそういう事業税が課せられるということが、これは幸田町に来ればプラスになるわけです、事業、会社としては。将来的にはやはり幸田町にいろんな企業が根づいていただくということについては、先ほど言いました企業立地課というものをつくりまして、そこが今一生懸命やっております。そういうもので税収の確保に今後ともつなげていきたいなというふうに思っておりますし、町内11カ所の企業立地用地が、こういう地点がいかかでしょうかということで公にしております。それをいろいろ企業さんが考えていただいて企業につくっていただければ、さらにそれがありがたいことだなというふうに思っています。今後もどんどん進めてまいりたいなと思っておりますので、それから、超過課税につきましては、先ほど申し上げたように当分の間まだ幸田町がいろんな企業さんが来ていただくためには、それは足かせにしないで大いに企業が来ていただいて将来的な展望の中でまた考えさせていただこうかというふうに思っています。

それから、消費税の問題についてでありますけれども、先ほど言いました法人住民税の一部国税化等々と消費税との絡みを相対的に考えますと、26年度においては約7,000万円の赤字、それから27年度においては約1,000万の黒字、28年度におきましては4,000万の赤字、29年度には約1億5,000万の赤字ということになります。特に、法人住民税だけを申し上げますと27年度で約1億円プラス、28年度で2億5,000万、29年度で4億5,000万ということで、消費税につきましては地方消費税の交付金増収額から消費税の負担の増加分等々を差し引きしますと、消費税だけで26年度で先ほど申し上げた7,000万、27年度で1億1,000万プラス、28年度で2億1,000万のプラス、29年度で3億というような試算がされております。消費税につきましては、先ほど言った消費税と法人事業税のプラスマイナスがご

ございますので必ずしもすべからくプラスになるとは限らない、そういう状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、町長が言われましたのがとても書き切れませんでした。メモできなかったものですから、私の間違いであってもいけませんので具体的に今町長が言われた数字を入りと出る、収入と負担を双方資料として提出していただきたいというふうに思いますがいかがでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変申しわけございません。資料として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 全国の自治体では、地域振興や、また観光振興を目的とするご当地プレート、また、市制記念を記念するというご当地プレートを導入されております。私が調べたところによりますと47都道府県286市区町村が導入されております。愛知県では何市まちが導入しているかということをお聞きいたします。

8月の総務委員会協議会に出されました町村合併60周年記念事業（案）の中に、ご当地プレートの作成及び交付は26年度次期検討中とありました。新年度導入するのか、予算はどこに入り幾らかということをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ご当地プレートということで、いわゆる原付バイクのナンバーにいろいろなそれぞれの自治体が自分たちのPRをするというようなことで、いろいろな特色があるということでご当地ナンバーというのがそれぞれの自治体で展開しておるわけでありまして。全国で議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。愛知県では現在13の団体が導入をしております。この近くでは豊橋、知立、田原、あと尾張のほうが多い状況だなというふうにはつかんでおります。

それから、26年度に導入するのか、そしてまた予算はということでございます。この26年度に実施をさせていただきたいと思っております。予算につきましては15款の総務費、40目の企画費の中に合併60周年の記念事業の予算がございます。この中にご当地プレートをつくらせていただきます主体は税務課になるわけでございますけれども、予算としては企画費の中にあるということでございます。予算につきましては50万円ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 導入するというご当地プレートとして使っていくということをお伺いをいたしました。本当に原付のご当地プレートが例えば幸田町のまちの中に入ればまちの魅力もアピールできますし、また、まちのにぎわいや愛着も深めてもらえるのかなというふうに思っております。導入するというご当地プレートですので、もう少しお聞きをいたしま

す。

本町の原付バイクの登録台数は何台あるかをお聞きいたします。また、先ほど少し言われましたが、各自治体では特色のあるユニークなプレートとなっております。例えば、佐倉市は市制施行の60周年記念ということでルパン3世の姿が大きくデザインをされているところもありますし、東京都青梅市は赤塚不二夫氏のマンガに出てくるイヤミの姿とシェーなどという言葉も書いてあるものもありますし、また、特産物をデザインとした宮城県の気仙沼市では水揚げ量日本一の魚のサメが書いてあったりとか、長野県の松川町ではリンゴとなしがあったりとか、また、豊川市では市制70周年のときに行ったということですが、きつねのいなりをデザイン等されているということもあるようであります。本町のデザインはどのように決めていくのか。例えば、町民に募集をかけるのか、また、今回決まった合併60周年のロゴマークを活用していくのか、交付までの進め方をまずお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、本町の原付バイクの登録台数でございます。登録台数は1,961台であります。また、一年間の登録台数で言いますと平成24年度では1年に265台が登録をされております。

デザインをどのようにしていくか、それから公募するのか、60周年のロゴを入れていくかどうか、それから今後の予定はという御質問でございます。まだ現在案として考えておりますのは、デザインといたしましては「えこたん」と幸田の自然が感じられる絵がらのものを一つの案として「えこたん」のデザイナーと相談をしながら考えてみたいなということは考えてございます。まだ具体的に決定はしておりませんが、そんな案を持っております。

それから、60周年のロゴマークでございますけれども、60周年の記念事業という形でスタートはさせていただきますけれども、ロゴマーク、アニバーサリー60と書いてあって「えこたん」が書いてあるのがロゴマークということであるわけですが、それをナンバーの中に入れるということはなかなかスペース的にも含めて、これもまた検討の余地があるかというふうに思っております。

それから、大まかな交付までの進め方でありまして、6月の記念式典にはこんな絵がらでというようなことをお示しができたらなということは考えてございます。それから、最終的な交付は8月から9月の夏の間には交付ができたという、今は案で考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 登録台数は今のところ1,961台、年間では265台だということでございます。幸田町は何と言っても筆柿の「えこたん」でございますので、「えこたん」を活用したものでいいかなというふうには私も思っております。時期的に公募が間に合うか、間に合わないかわかりませんが、皆さんに愛されるようなデザインにしていきたいというふうに思っております。

それから、60周年記念で行っていくのか、例えば市町村合併で行っていくのか、ま

た、一年間だけではなくて継続的にご当地プレート使用していくのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、50万円の交付枚数ですが、今回のご当地プレートは何枚ぐらい作成の予定かということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、各市まちによりますと4種類のエンジンの大きさによってプレートのもとの色が違うようではありますが、4種類分けてそれぞれご当地プレートをしているところもあるようですが、町としてはどういう考えでおられるのかということもお聞かせ願います。

それから、これは特徴的ですが小型特殊自動車、農耕作用の特殊自動車、原付の特殊なものだというふうに思うんですが、こういうところにもご当地をつけているということもある様子ですが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、今回60周年を記念してご当地ナンバーをつくっていくということでございますので、これを機会に継続をしていこうと。例えば、何百枚で終わりというような形ではなく継続をさせていただくような形でいこうというふうに今は考えております。

それから、おっしゃっていただきましたように原付バイクと申しまして50CC、90CC、125CCということで、色も50CCは白、ナンバーの色ですけども90CCは黄色、125CCは桃色と。それから、農耕用の小型特殊というようなものにも緑色のナンバーがついておるということで、それらも絵を加えようとするならば、もちろんご当地ナンバーという形にはなってPRができるということにはなりません。今考えておりますけれども、年間登録台数のうち一番多いのは50CCのバイク、おおむね70%以上でございますので、この50CCを対象にして200枚程度の作成をまず考えていきたいなということを考えております。全部の種類をやればよいと思いますけれども、その辺はまだしっかり煮詰めてはございませんが、種としては一番占める割合の大きいものでどうかなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 一年の記念事業のためのご当地プレートだけではなくて継続していくよということでございます。ぜひとも継続していただいてエンジンの大きな原付のほうにもぜひとも交付ができるようにしていただきたいというふうに思います。ということは、今の50万円というのは200枚を予定して、これは白だけのプレートということで考えていいのかというのを再度お伺いをいたします。

それから、次に都市公園や住民広場などトイレのバリアフリー化を今までも訴えてまいりました。不動ヶ滝や彦左公園は既に完了し、平成26年度には里前沢渡公園と社会資本の整備総合交付金を活用してのバリアフリー化整備はうれしく思っております。しかし、永野公園のトイレは恐らく町内の公園で一番古いトイレなのかなというふうにも想像しますが整備もされておられません。この公園は子どもたちが遠足でよく利用します。しかし、トイレは暗くて汚くてにおうことから入ることもはばかれております。私は何度か質問で提案をしたときには、大型事業をするときに合わせて検討したいとの答弁

でございました。永野ポンプ場の給配水管敷設工事が25年、26年度で行われておりますが、事業自体は違いますが、この機会にトイレの改修はできないのかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回のご当地プレートにつきましては、今は50CCの原付バイクを対象にしてデザインもなるべく好評が得られるような絵がらも考えてもらいたいと思いますし、もし評判がということがよければ、その広がりもその後考えていく必要もあると思いますが、当面50CCを対象にした200枚というものをまず考えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） また、2点目のほうの都市公園のバリアフリーの関係でございますが、今26年度予算で里前沢渡公園で設計を含めて2,210万の予算を計上しているわけですが、これによってトイレのバリアフリー化率を上げていくということで、町内では都市公園の中のトイレ17つの中で7つができ上がり、バリアフリー化率は41%という状況になってございます。

御質問の永野公園につきましては、実際には平成24年3月議会に回答では、永野公園のトイレはくみ取り式であり、整備する上では地形も山頂部で傾斜の多い中で費用も多くかかるため厳しいというふうな回答をさせていただいております。ただし、もっとさかのぼって平成19年6月議会において同様に質問されまして、その際には議員の言われるように、大規模修繕等が必要になった段階において合わせて実施したいという回答をしております。今言われるような大規模修繕というのは今回のような永野ポンプ場の大規模修繕の意味はしてございませんけども、これは今後の検討となりますが、バリアフリー化というのはなかなか難しい地形でもあるということで、くみ取り式を解消すべく水洗化を行えるように努力したいという御回答を申し上げたいと思います。ただし、平成26年度の永野ポンプ場給配水敷設工事が完了するまでにとというのはとても不可能だということでございますので、27年度以降で建築場所も含めて検討しながら水洗化を最低限図っていききたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも永野公園のトイレの改修は行っていただきたいというふうに思ひます。確かにいろいろな答弁もございました。しかし、ここの永野公園は本当に小さな子どもたちです。幼稚園児とか小学校の子たちも行きますし、今はちょっと桜がこたしも行けないというふうには思ひますが本当にいろんな方が、子どもさんたちが多く利用するところでございますので、ぜひとも水洗化への整備を行っていただきたいというふうに思ひます。いずれかはバリアフリー化も検討して行っていただきたいというふうに思ひます。

それから、次に大規模災害の備えとして今回幸田中学校に防災備蓄倉庫が設置されます。これは先ほど酒向議員のほうから私の質問の内容を答弁していただきました。ここで順次他の中学校にも設置をということでございますが、小学校から中学校に行くには2年おいてるんです。先ほど随時ということでございますので、きちんと平成27年

度にはどここの中学校、28年度にはどここの中学校としたいということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 水野議員さんのほうから昨年にも同様に質問があったときに、今後いろんな検討課題を検討しながら進めていくということで、来年度幸田中学校のほうに設置を計画いたしました。南部中学校、北部中学校におきましては、それ以後になりますが継続的に設置を検討していきたいということで、現在のところどちらの順番だとかそういうようなことも今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも計画的に設置をしていっていただきたいと思いますし、またその時期等、整備の資機材とか備蓄品等もそのときにあった、また、大規模災害のときに必要とする備蓄品、機材等も随時考えて入れていっていただきたいというふうに思います。

次に、女性のがん検診であります。無料クーポン券が5年を過ぎ、年齢の節目が一巡したことで新年度から子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳の方のみの無料クーポン券となります。しかし、受診率が低いことから今までに無料クーポンを受けている人が受診しなかった方に再度受診を呼びかけるコール・リコールを行います。子宮頸がん、乳がんのそれぞれの対象者数をお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国のがん検診の推進につきましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。この内容につきまして、今までの子宮頸がんと乳がんの未受診者、これのまず対象者につきましては21年度から24年度の実施の方の中の未受診者ということで、平成21年度から24年度の子宮頸がんの未受診者につきましては4,160名でございます。乳がんにつきましては同じく21年度から24年度で3,439名の方が未受診者です。ただ、その中の対象者につきましては、乳がんにつきましては60歳を超える方につきましては対象外となり、子宮頸がんについては40歳を超える方については対象外、これは国の対応の中で、乳がんについては40歳から60歳というのが一つの決まりごとであると、子宮頸がんについては20歳から40歳の方だということで、その方たちは除かれると。さらには今回幸田町の関係では、ことしの4月20日時点での町民の方ということが対象になります。そのために先ほど申し上げました未受診者はそれぞれの年度の未受診者の合計でございます。これらのことを踏まえた対応となる今予定の未受診者といいますのは、乳がんでは2,705名の方、子宮頸がんでは3,638名の方が対象になるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ありがとうございます。未受診者がかなり多いということでございます。今回は国の施策がそのまま繁栄されるということでありますので、子宮頸がんは40歳以上の方は除かれ、また、乳がんは60歳以上の方が除かれて対象者が今言われた3,638が子宮頸がん、乳がんが2,705人ということでございます。今回、コール・リコールをどのように進めていくかということもお聞かせを願いたいというふう

に思います。

それから、今言われた21年から24年度までの方でということでございます。25年度はまだ最終ではなっておりませんのでわかりませんが、ということは25年度の対象者が漏れてしまうということになります。その方たちは今後、国のほうはどのような対応をされるのかということがありましたらお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の個別受診に関しては、いわゆるコール・リコールの進め方でございますけれども、基本的にはそれぞれの未受診者の方は私どもの住基の関係で対象がわかっておりますし検診の履歴もわかっておりますので、それぞれの方たちに個別にまず受診の案内を差し上げたいと思います。その中で受診を希望される方につきましてはこちらのほうに申し込みをいただき、希望者に対してはクーポン券を発送するというような手続をとりたいというふうに考えております。

それから、本年度の未受診者、実はこれもかなりおられるということで今考えておるわけですが、この方たちについては、国の今この事業というのは働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業という事業で取り組んでおみえになります。この事業について現在のところ27年度においても引き続き継続をしたいということで伺っております。多分25年度の未受診者についてもそういった受診勧奨、いわゆるコール・リコールというのはされるんであろうということをお予想はしております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） わかりました。個別でまずは呼びかけて、それで行かれる人に対してはクーポン券を発送するというところでございます。ぜひとも多くの方々が受診、検診ができるように配慮を願いたいというふうに思います。

それから、2016年度末には50%の受診率の目標があるわけでありましたが、受診率を高めるために新たに新年度はどのような施策を考えているのか。例えば、休日検診は可能なのかということもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに、乳がん、子宮頸がん検診に限らず、がん検診については非常に検診率が低いというのは私も承知をしておるところであります。この推進については当然人間ドックであるとか住民検診、さらには広報、ホームページ等々を使いましているような形で勧奨をさせていただきたいなというふうには思いますし、地区の人材を使って、例えば、これはまだ想定でございますけれども保健推進員さんにそういった地区に働きかけをしていただきながら、がん検診の推進ができればなということを考えており、いわゆる一定の条件のもとの中で、休日等の検診についても必要であれば当然行っていくということは考えていかなければならないと思いますが、まだ今のところについて休日というのは考えていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 新たに今回は保健推進員さんのお力を今後も考えていくということでございますが、本当にがんの死亡率は有効な検診を正しく行っていけば必ず減っ

てくるわけでありますので、ぜひともこの事業を成功させていただきたいなというふうには思っております。

それから、次に4月からは消費税が5%から8%となり、低所得者の方の負担影響が大きいことから暫定臨時的な措置として国は臨時福祉給付金を支給されます。この対象人数と周知の方法、申請手続、至急時期をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） がん検診の推進につきましては、引き続き住民の方々に周知等を図りながら推進を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、次の臨時給付金の関係でございますけれども、これはたしか12月議会のときにも議員のほうから御質問がありまして、対象者等については御説明をさせていただいておりますが、本年1月1日現在で市町村民税の非課税の方の中で課税者に扶養されている扶養親族の方は除き、さらに生活保護制度の中で代用されている被保護者については対象としないということであります。

人数でございますけれども、先回たしか非課税の関係で8,000名ぐらいという実はお話をさせていただいていたわけですが、その後ちょっと一度うちのほうで調べさせていただきまして、先ほど申しました支給の対象者は平成26年度の課税がまずメインでございますのでわかりませんが、25年度の課税ベースの中でたまたま拾いました集計では、1万円の該当者につきましては5,000人おみえになります。それから、さらに加算の算定をする者につきましては、例えば老齢年金であるとか、障害基礎年金であるとか、児童扶養手当等々の手当を支給してみえる方、これについては5,000円の加算がされるわけですが、この5,000円の中にさらに3,000名の方が5,000円の加算の対象者だということであります。

申請の手続でございますけれども、これについては、もう私どものほうで今実はどういうふうにしようかということは検討しておる最中でございますけれども、まず非課税者であることが条件であるということで、これは国のほうから示された一例ではありませんけれども、税務側当局のほうから非課税者というのを把握できるということで、その方たちに対しまして臨時給付金の対象者でありますよということで申請をしていただきたいという通知を差し上げ、その方たちの申請により私どものほうで受けさせていただき調査をさせていただいて対象者というふうな形をとると、これも一つの方法だよということで示されております。これをするかどうかまだ定まっておりませんが、そんなような形が一番ベストかなというふうに考えておりますので、ちょっとまだ税務当局とは相談をしておりますけれども、私どもで個人情報等の税情報、これはなかなか知るところができないというところもありますので、そういった対応がいいのかなというふうに考えております。

それから、支給の時期につきましては、先ほど申しました課税の状況が6月で多分算定されると思いますが、早くても7月ぐらい、それ以降の申請が始まるのではないかなと。先ほど申し上げました案内の関係もございますので申請が始まるのではないかなというふうに考えております。周知については、先ほど申し上げた基本的には個々にお知

らせはしますけれども、広報であるとかホームページ、そういったものには当然載せながらお知らせをしていきたいということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 申請の給付金の支給の対象者は非課税者が5,000人、その中で3,000人が加算だよということでございます。申請手続等は御本人に出していただかなければいけないし、それは個々にしっかりとお知らせをしていっていただきたいというふうに思います。

ここで周知の方法ですが、今広報とかホームページと言われました。しかし、現在私もいろいろな市まちを調べておりましたら、既に他市まちでは、ホームページに申請方法など決まり次第広報ホームページで知らせますよということは今もう既に載せております。そして、それは振り込め詐欺などにあわないように注意することと合わせてお知らせをしている自治体もございます。私は、こういうことは本当にニュース等でも住民の皆様は既に御存じでありますのでぜひとも早い段階で住民に知らせていくべきだというふうに思います。そうすればいただける人もこのぐらいの時期なのかなと、通知が来てからこういうふうに手続をするんだなということもわかりますし、特に、振り込め詐欺などにあわないようにするためにも早い段階でホームページ、広報等で知らせていくべきではないかなというふうに思いますが、その考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） おっしゃるとおり、実は私も先日岡崎市のホームページを見てまして載っていました。これは私どももやはり周知のほうはしていかなきゃいけないということで、近々のうちにはホームページのほうに掲載をしお知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 次に、国の子育て世帯臨時特例給付金のことでございます。これは平成26年度1月の児童手当の受給者が対象となっております。これにつきまして対象人数、これも周知方法、申請手続、支給時期と、所得制限で対象外の人数をお聞かせください。

それとあわせまして、県の子育て支援減税手当というものも出ております。これは特例給付金と同じように児童手当の受給者であります。周知方法、申請手続、支給時期、所得制限も同じと考えていいのかお聞かせを願いたいと思います。また、対象人数もお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 国の給付金でございます。子育て世帯臨時特例給付金の対象者ということでございますけれども、幣制時の10月の児童手当の受給者で積算をしております。その受給者が5,886名、おおよそ5,900でございます。

それから、もう一つの対象者でございます公務員につきましては、児童手当では各事業所から手当の支給はされます。したがって、町としては幸田町に公務員が何人いるかという情報は把握してございません。今回予算上では488名、約500名を予定

しております。この数字は子ども医療の受給者から、その中で公務員がどれほどいるかということでカウントをさせていただきました。

それから、手続の方法でございますけども、6月ごろに児童手当の現況届の用紙を送付いたします。それに合わせて、今回の給付金の申請書及びその制度のチラシ、そういったものを同封して送付をしていきたいというふうに考えております。その申請書で申請封筒で役場のほうに申請をしていただく、そういった方法をとっていききたいと思います。

それから、公務員につきましては児童手当の受給状況証明書というのを各事業所から発行していただきまして、各事業所でその証明書と申請書の配布、それから、申請についてはその申請書と証明書を添えて各居住地の市町村へ提出していただく、そういう方法になるかと思えます。

それから、支給時期につきましては、この対象者は平成25年中の所得をもとに対象者を決定いたします。そういった意味合いから6月ごろにはその前年25年分の所得がわかってくるとは思いますので、7月早々に受け付けの開始、それから期限は3カ月ということになっておりますので7、8、9の3カ月で受け付けして、おおよそ10月ごろには給付金の給付ができるのではないかなという予定をしております。

それから、周知方法につきましては、広報、ホームページ等で早急に対応してまいりたいと思いますが、県の後ほどの答弁にもございますけども、県の減税手当の事務方法については基本的には国の臨時特例給付金の事務の方法に基づくというものでございますけども、詳細についてはいろいろ申請書様式、そういった部分で県もできるだけ事務を省略化したいということで検討している最中でございます。そういった詳細がわかり次第細かい情報については、広報、ホームページ等でお知らせをしてまいりたいと思っております。それで国の周知の方法といたしましては、テレビのCM、それから新聞広告、インターネット広告、それからポスターだとかリーフレット、そういったものの作成、それから特設のホームページを開設とコールセンターの設置を予定しているようでございます。

それから、所得制限を超過する対象者でございますけども、いわゆる特例給付者でございます。10月の時点では250世帯の420名で積算をしております。

それと、県の減税手当につきましては、基本的には今申しましたとおり国の子育て世帯臨時特例給付金と同様ということでございますけども、相違点については、対象者が26年1月1日に愛知県に住所を有する者が対象となるということと、それともう一つは、国の給付金については臨時福祉給付金、また生活保護制度の被保護者は対象外ということで併給はしないということでございますけども、愛知県の減税手当につきましては愛知県独特の単独手当でございます。そういった臨時福祉給付金と生活保護制度により被保護者、その方にも減税手当がそれぞれ1万円ずつ交付されるという、その2点が相違でございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） でありますので、県の子育て支援減税手当というのは対象者が何

人おるのかということも今お答えが願ってなかったような気がしますので、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、申請手続等もとにかく所得が決まらなければ児童手当の対象者かどうかもわからないということですので、とにかくその時期を待ちたいと思いますし、また、その皆様にも周知をしていっていただきたいと思います。

それから、国のほうの特設のホームページ、コールセンターもございますが、先ほどの臨時福祉給付金と同じように、やはりこういう特例の給付金、または県のこういうものがありますので、ぜひともこういう時期はこのぐらいですよということで町のホームページにも載せていただきたいというふうに思います。載せているところは載せているところから、そこから次の今言われた国の特設のホームページのほうへリンクできるようにもなっておりますので、その辺をきちんとしていただかないと御本人たちはちょっとわかりづらいのかなというふうに思いますので、その辺のことについても周知は今・・・いただく前にホームページ等でお知らせをしていくかどうかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、例えば児童手当の資格があるか、何らかの事情で児童手当の申請をこの1月のときにされなかった人というのは、次の2月に申請をされた場合は子育て世帯の臨時特例給付金というのはいくらもなくならないのか、対象者であるにもかかわらず申請を忘れたためにもらえなくなってしまうという例があるのかどうかということもお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 失礼いたしました。減税手当の関係につきましては、国の臨時特例給付金プラス臨時福祉給付金の児童の数ということでございますけども、その臨時福祉給付金の世帯の中の子もだけをカウントするというのはちょっと今の時点では不可能でございますので、予算的には6,500万、6,500人の予算をそれぞれ計上してございます。今現在の児童手当が6,400程度でございますので、その100名程度の中で何とか予算的には対応できるのかなと思います。これは歳入歳出100%の補助でございますので、7,000名で上げれば7,000万の補助金ということを歳入歳出同額でございます。とりあえず余り過大見積もりもいけませんので、国の給付金と手当については同じ額で掲示をさせていただいたということでございます。

それから、ホームページの周知の関係でございますけども、今議員が言われたとおり現在県のほうでも細部について検討中であります。そういった部分で内容が決定次第詳細についてはまたお知らせしますというような内容の情報提供も早い時期に検討してまいりたいと思っております。

それから、児童手当の手続上おくれた場合に対象とならないかということでもあります。26年1月1日の手続の方は2月支給という形になります。1月1日基準日においては15日特例ということでそれは対象になります。ただ、1月2日に届けをした場合には、2月、制度的には対象外になります。対象にはなりません。これは制度上それはやむを得ない話なんですけども、現在もそういった方についてはこども課から直接電話で連絡をして、とにかく申請を早くしてくださいと、一月手当がおくれますよと、そういった感じで周知には徹底

を図ってございます。それから、昨年のゴールデンウィークからワンストップということで窓口体制、職員が入れかわって一度の手続で全ての手続ができるように、職員が協働して、例えば転入、出生等で必要な手続については、職員が入れかわり漏れのないように優しい窓口ということで対応しておりますので、なお一層努力してまいりたい、そういった漏れ者の出ないように努力をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時33分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地方にとって今の安倍政権ということが特に不交付団体にとっては大変厳しいという内容で、いわゆる法人住民税を一部国税化をすると。それは一つは不交付団体の多くは今回消費税の増税で地方消費税も相対的にたくさんもらえるじゃないか、だからこっちで減らしてもこっちでできるからプラマイでいいじゃないかという論法ですよ。しかし、それは住民との関係から含めていったらいかがなものか。少なくとも震災復興のための法人は一年前倒して限定しちゃってるわけです。その上で今度は自治体にかかわる法人住民税は12.3%から9.何%という形にする。そうしたことによって我がまちがどういうふうな財源構造になるのかと。地方消費税の話を出したらそんな話をごちゃごちゃになる、毒を食らわば皿までもという論法になるのでね。だから私は地方消費税の問題は別個の問題という形で、とにかく減税が、いわゆる大企業減税です、法人減税。減税が先行する、そのことによって不交付団体がどうか。どこの自治体でもそうですが結果的に不交付団体ねらいという形でやられてくる。まずはその点について町長の見解をお尋ねしたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先回もいろいろお話をさせていただきましたですけども、法人住民税の一部国税化につきましては我が幸田町は不交付団体ということで大変問題であるというふうに思っております。法人住民税を国税化することによって、我がまちは先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけど26年度においては影響がないということでもありますけれども、27年度に約1億円、28年度には約2億5,000万円の影響が出てくるだろうというふうに思っております。これは不交付団体がゆえの問題でありまして、これにつきましては、これをどういうふうに回避するかということにつきましては、先ほど申し上げましたように企業立地だとかいろんな問題で新たな政策、税制をいただくような方法を考えなくちゃいけない、そういうことで思っておりますので一つよろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果的に市町村の、言ってみれば法人町民税なり住民税を超過課税という形で標準税率よりも多く課税をする。そのことによって企業が嫌うから税の安いところに逃げてくよと、幸田町へ来たよという事例もございます。しかし、それは一つは超過課税がどうのこうのやなく人口30万人以上の市町村にあっては事業税を課税しなければならないという義務規定なんです。だから、いや応なし、その市まちがあての企業は大変だからといってさじかげんをするということじゃない。例えば、幸田町に例をとれば幸田町もあるんですよね。天の丸が温泉をひいてタンクローリーで運んでやっ。とれ一、とれ一って何遍でも言ったけど、やだ、やだって言っただけ。だから、天の丸は賢いもんで入湯税はとらへん。入湯料にしてる。入った人からみんな入湯料はとった。しかし、普通のところは入湯税を取るから入湯税が300円なら300円という形でやっている。しかし、そういうことをやると違反になるので、天の丸は入湯料とやっらずと詰めていったらこれは強制されとる、課税をしなければならないと、こういう規定なんです。課税をしなければならないその上で減免の規定、あるいは日帰りはどうするのか、半額にするのか、それは選択の問題であって必ず課税しなきゃならんというのは事業税と入湯税と性格的には一緒という点からいって、企業が税負担を嫌うとか嫌わないとかじゃなく企業がどのまちでどういうふうにするかというのは、これはきのうのどこのテレビだったか忘れましたがちょろっと見とったんですが、結局、日本から企業が海外へ行く、それは税金が安いとか高いとかいうのはもう企業にとっては関係ないんです。基本的には人件費が安いとか高いとか、こういうことだけですよという議論があって、多くの方はそれはそうだよと。だから、税負担がどうのこうのということよりも企業がどれだけ人件費の安いところで荒稼ぎをするのかというのが、企業が海外を選択した。ということの中で、幸田町にした、そうしたときに先ほどこつと町長が言われましたけど、全国では既に80%を超える市町村が、自治体が適正課税を実施している。愛知県下では14の市まちが適正課税を実施して我がまちのどうして確保するか、そういうところで企業がみんな撤退していったらどうなのかと。14市町ですから愛知県は54の市町、あと40の市町はそういう超過課税を実施していない。そういうところの自治体にはわんさと引き手もあまたじゃないけれども、企業がどんどんどんどん進出をしようのかといたらそうじゃないです。企業が活動しやすいための条件の一つの中に税負担はあるでしょうと。税負担が軽いとか悪いとかじゃなくて、企業としてそのまちがどういう交通の利便性と我が工場をつくっている、今の企業がつくっているものに対するそのまちの位置づけというのがみんな尺度。そうしたときに、超過課税をやっってもものづくりのまちだという形で言われると、国のほうでどんどん法人の関係が減税をされている。幸田町はそれにかかわる財源のほうはやらないよというのは私はいかがなもんかなと。やっぱりそれはきちっと対処すべきだろうと。全国的な数世は先ほど申し上げたとおり。県下でも14の市まちが適正課税を実施をされている。そう
いった点で再度伺います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどこつと話を出したんですけども、伊藤議員のおっしゃるように54市町村の中14の団体がそういうことをやっているわけでありましてけれども、

その中で不交付団体という我が幸田町と同じところというのが1つだけ、小牧市がやっ
てるわけでございます。今そういう愛知県という物づくりのまちの中で、そういう状況、
54の中の14というような状況の中で慎重にやっぱり考えなくちゃいけないというふ
うに思います。私も今企業立地でいろいろなことを担当課長、副町長以下皆やってるわ
けでありますけれども、そういうところがやっぱりひっかかってまいります。先ほども
海外進出のお話もされなんですけども、人件費の問題だとか、税金が安いだけじゃない
ということをおっしゃった。私は幸田町が土地の値段の問題につきましても、岡崎やそ
ういうところから考えますと、みよしとかそういうところを考えますと、幾らか幸田町
のほうがまだ企業側にとっても企業誘致した場合には採算効果があらわれるだろうとい
う場所だというふうに思っております。そういう意味で一生懸命私どもが進めていると
ころでありますけども、今超過課税につきましても、当分今のところやるつもりはござ
いませぬ。とにかく一生懸命企業立地をやって、ある程度腹いっぱいとはいきませぬで
すけども、ある程度方向が出ましたら、またその時点で考えさせていただこうかなとい
うふうに思っております。やはり大手企業さんとかいろんな企業さんは、そういういろ
んな諸条件、インフラの問題だとか、土地の問題だとか、いろんな交通の便利がいいと
か、そういうあらゆるものを想定していただいて幸田町がいいだろうということになれ
ば来ていただけるというふうに思っておりますので、今後とも県とも一生懸命やってま
いりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 超過課税の問題は、はるかかなたの課題という形になります。だから私はそれでよしということではない。ただそうしたときに、大須賀町政の中で財政運営を具体的にはどういうふうに進めておられるのかという点で、先ほどの議論からいきますと、当初予算で繰り入れをして大変ですねと、財政が厳しいということの一面は感じないですがなんてことを言われたら議会は何をやっておるんだということになる。そうしますと、町長が就任されたのが平成22年、2010年。このときの町税の決算額が74億3,000万円余り。リーマンショックでいけば2007年、平成19年、このときの決算額が93億、これに対する倍率比率でいって100分率でいけば2007年を100としたときに町長が就任されたときは74億3,000万円ですから約80%のラインです。けども、25年度でいけばここまできとるのかといったら90%ラインまでもう回復しとるわけ。回復したときにどういう財政運営をしとるのかということが問題なんです。この延長戦で26年度の予算もやられる、まだ年度末決算を向かえとらんで何ともならん。ただ、そうしたときに今年度、25年度です。今年度の当初予算は74億円です。その決算が3月の補正後にいけば84億、当初予算対比でいけば町税が9億5,000万円ふえとる、それだけでいってね。その財政の中の内訳を見たら12月と3月でみんな基金を繰り戻しをし、そればかりか基金の積み立てまでやとるわけです。財調でいけば12億5,000万円、教育基金でいけば2億4,000万円、合わせて14億9,369万円、当初予算にこれだけの基金を崩して組んだのか。組んどりゃせんですよ。たまたま当初予算で帳じり合わせをしてやって、皆さん厳しいよ、厳しいよ、基金も崩してこんなに減っちゃった、そうだよ、そうだよとみんなが理

解しちゃっとるわけ。町長にしたらしてやったりと、にたっとするわけです。けども、3月の補正の段階でもう既に15億の基金をやり、当初予算対比では9億5,000万円。だけど決算を迎えれば最低でも5億、あるいは多いときは7億の繰越金を出してきたわけ。繰越金の財源は何ですか。国や県の補助金、起債ですか、その財源は。どこからあるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 決してたくらみをやっているような予算運営はやっておりませんので、その辺は一つよろしくお願ひしたいと思います。

特に繰越が出ますと、いつも伊藤議員に怒られておるわけでありましてけれども、なぜ使わないんだということでありまして、実は、その前に大体12億ぐらい次年度の予算は基金の取り崩しによつての自転車操業という形でやっております。ことし12億なり13億というようなお金が積まなかったら来年度は予算編成ができるかという、そういう厳しい状況下の中での予算編成をやっております。ですから、必ず繰越金と言いますか、ある程度お金が出たら積んどかないと心配で仕方がないんです。もし大きな災害、何かがあった場合にはどうするんだろうと。この間も豊田の予算編成を見ておりましたら、豊田はすごい税収が上がっております。しかしながら、市長は基金に何かあるかわからんからと何十億というお金を積んだわけです。私はそれを見て私と同じことを考えてんなということをおもっております。町民の皆さんを、もし災害があつて大変なことになるたら行政運営は何をしとるんだということをおしかりを受けますと思ひます。皆さんが伊藤議員から一生懸命叱られてもそれはやむを得ないなど。しかしながら、その次の世代、次の年にそういうお金を一生懸命ある程度ためて、安全パイとはいきません。何が起こるかわかりませんが、少なくとも今の15億、今回は15億か16億になろうかと思ひますが、それだけのものを管理していきたいとそういうふうにおもっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 14億だ、20億だと言うけど、要はその財源は何ですかということなんです。国の補助金、県の補助金はその財源ですか。みんな町税なんです。町税ということでは町税が今年度末でいけば84億4,000万円余り、現在の時点で15億、さらに決算で例えば6億積んだと、そうしますとトータル的には21億円になりますよね。21億円が町税84億4,000万円のどれだけの比率を占める、4分の1、25%が仕事もやらずに基金に積み立てて財政が厳しいですよと言つたら、そう、そう、そう、そう、大向こうから声がかかる。私は基金は要らないとか、繰越が必要ないなんてことは申し上げておりません。ただ、その基金をやりくりして当初予算で帳じり合わせをしていることは事実ですし、そのことを否定するものではない。ただ、それを称して基金を取り崩して財政運営しとるから厳しいですよと、そういうことを強調することが住民の意見や要望を萎縮させると、町長も一生懸命やつとるな、言うこともわからんことはねえな、そう、そう、そう、そう、そんなの先行き展望なん何も生まれてこやせんですよ。それで年度末を迎え、あるいは決算を迎えたら、町税の4分の1がいや一使われずに済んでおまして、皆さん、基金は必要なものでございます、繰越金も

必要なものでございます、そんなの当たり前のことです。ただ、そういう経過の財政運営と予算編成をしたときに住民に対して厳しいだけを強調することがいいかどうか、それは萎縮させることだけです、そうしたときに財源としてどういうものを確保していくのかという点で私は知恵を出していかないと、当初予算で厳しいということを書いて、年度末を迎えたら4分の1は使わずに済みますよと、皆さんの御理解をいただきましてというような、これはちょっとでき過ぎの芝居じゃないですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政につきましては、先ほど申し上げたように地方債の返還というのも随分たくさんございました。先人、先輩たちのやられた事業についても全てほとんど継続的なものは全部やらせていただきました。その中で厳しいと言うのは、町民の皆さんをそれで萎縮しているかといったらそんなに萎縮しているように私は思えません。要は、相見駅でも道の駅でも、それから駅前銀座、区画整理、こんなにやってると言いますか、近隣を見ましても何もしていないというような感覚ではないと思うんですよ、私は。少なくとも最低限と言いますか、地域の各市だとかいろんなところを見ましても幸田町ほどいろんなことをやっている、細かいこともやってると思います。だから、大きな看板的なものがないかもしれませんが、しかしながら相見駅にしろいろんなところで区画整理やってるようなこんなまちは今どこありません。それについて、私は継続的にさらに推し進めて幸田町がより豊かになれるような形のもので遂行していきたい、そういうことを思ってます。私が余り言いますと伊藤さんはまた違う方向に走って行っちゃうんでこの辺にしといたほうがいいかなと思いますけど、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、相見駅にしましても、駅前にしましても、単発事業、単年度事業じゃないんです。5年、10年、あるいは15年という事業のスパンの中でずっとやって今集大成が一つは見えてきた。それから駅前についてもいろんなことを言われる、駅前が確かに看板だと。まちの看板だ。これからどうするだというのは意見の中に出てこない。駅前銀座、4店舗でひくひくひくひくしとったのが最近では6店舗で、あるいは7店舗で活気が出てきました。私もちょいちょい利用します。私はそのことを否定することじゃないんです。それは単発事業じゃなくて長い継続の中でそういうことをやって、まちの財政も、借金も抱えてきたわけです。借金がえーって言ってそういうことは抜きにして、まちがこれだけ発展しとるのは近隣市まちではないわなんていうものは私は否定はせんけれども、その財源は起債に多くを寄っていると。そうしたときにこれが一段落すると負担がえらいですよ、そんなんハピネス・ヒルと一緒に。一口でいって200億だ。そういう借金までやって今回ようやく抜けそうだよといったときに、そういう一つ一つの現象を象徴的に捉えてやられるといかがなもんかなというふうに思います。これらの問題につきましては、さらに予算特別委員会で入れてまいります。

それから、借地の関係でこれも一緒です。経常経費です。年間5,000万円を超える借地料が一言もふれられんで扶助費だ、事務的経費だと言って、それが財政を圧迫すると言いながら5,000万円、14万平方メートルの借地がまちの財政を圧迫してい

る。これは借金と一緒にだ。借金のことはわーっと言われるけど年間約5,200万円の金利負担です。それは絶対に・・・という点からいくと、やっぱり幸田町の財政を語る時には、私はこうした借地解消というのは必要不可欠だと。資料も出ております。若干の説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 借地の解消につきましては、26年度の当初予算の編成方針の中におきましても優先課題と位置づけをし、必要性を十分に検討し買収または返還など計画的かつ適正に対応することとしております。24年度末の借地の面積につきましては、議員におっしゃっていただきましたように面積が14万2,076平方メートル、借地料につきましては5,169万3,000円でございます。私どもも毎年こうしたことも含めまして借りておる土地等の地主との交渉も続けておρισして、25年度から例えば5年間かけて減額を進めていく交渉もできましたし、また、複数年の契約の中でもっと値下げをとというような交渉も引き続きさせていただいておるところであります。地道ではありますが、そうした形での借地の解消をこれからも取り組んでいく必要はあるというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今回、平成26年度で誘致購入費、それからちびっ子広場の廃止の関係で予算上上がっているのは住民こども部の予算かと思っておりますので、私のほうからちょっとその件について答弁させていただきます。

まず、予算で計上してございます芦谷の住民広場4,577万2,000円の計上でございます。これについては、今総務部長のほうからお話がございましたとおり年度契約の切りかえの中で、交渉する中でそういった売買のお話がわいてきたわけでございます。その中で5名の地権者がおるわけですけども、おおむね5名の方の返事がいい方向で向いておるといふことで、芦谷住民広場についてはしだれ桜の時期の臨時の駐車場、そういった部分で非常に有効利用できる広場という担当としては認識でございます。借地で将来の借金を払っていくような形よりは、この5,000万弱の予算をお願いいたしまして、ぜひ町として購入していきたい、そういう考えのもとで計上させていただきました。

それから、もう1つは横落のちびっ子広場の廃止という関係で議案説明会のときにも説明をさせていただきました。ちびっ子広場については、基本的には地元の施設、それから住民広場は町の施設、そういう認識でございます。この竹の花のちびっ子広場につきましては過去の経緯を調べましたけども、その経緯については書類上ちょっと見つからなかったわけなんですけども、竹の花のちびっ子広場のみ町が借地をして設置をしております。その経緯について過去の書類を調べましたけども、それについては確認がとれませんでした。今の担当の基本的な考え方でございます地元の管理、地元の施設という意味合いから、こうした部分で区のほうで借地をして設置をしているちびっ子広場がほとんどでございます。町が用地を購入してちびっ子広場を作成したらとか、町が借地をしてちびっ子広場を設置した、そういったちびっ子広場は竹の花以外のちびっ子広場ではございません。そういった部分で、地元と地権者と町とこの3者で昨年の24年

5月から協議を進めてまいりました。最終的には地元の地主さんが数年で退職を迎えると、自分の土地で畑をやりたいと、そういう地主の返却要望がございました。そういった関係で今回廃止という形にさせていただきました。これも借地の解消と言えれば解消になるかと思えますけれども、竹の花のちびっ子広場については若干意味合いが違いまして、そういった理由がございまして廃止という方向でございます。地元のほうもいろいろ組長会とうで協議をしていただいて、最終的にそちらの方向に向かったということでございます。よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かに経過は一定今お聞きをしました。ただ、胆略的に考えられるのがちょっと私は気に入らんですが、いわゆる住民広場、ちびっ子広場、借地はいかんぞと、たまたまちびっ子広場が今回だけ特例的に町が借地という形態をとつとると。だから、ちびっ子広場がどうのこうのじゃなくて、要は借地の関係で住民の利用がだ一と高まって一定の利用形態があるときに借地はいかんぞと言われたら、それならまーと言ってすぐに手のひらを返して借地を返すわ、返すわと言ったら、こんなの行政なんかやらんでいい。行政がそういう需要に対してどう応えていくのか。借地がいかんと言われるなら買うのか、返すのか。返す場合でもそれにかわる代がえの施設を近くに町有地として買収するのかそうかというのをやっていかないと、右から左に持って行って、左から右に持って行って、はい、がらがらぼんでおしまいですよというのは、これはそこには政策はないわけ。そうした点から含めていくなら大命題は借地の解消、そして今の借地がどう活用されているのか、その代がえの方法は何なのかというのはきちっと位置づけた形の中で対応をしていただきたいことを求めています。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ただいま議員がおっしゃっていただいたとおりだと思います。今回の事例におきましては、市街化区域の中の一番の一等地と言えれば一等地でございませぬ。今回、そうした地主さんの意向によって返還をするわけでありませぬけれども、私どもも今後の方向としては買い取りということを経験しては考えていませぬけれども、やはり金額等を考えますと代がえ地という違う場所での同等の運営ということも一つの考えの中には当然含めていくべきだというふうには思っております。高い買い物がいいのか、それよりもまた面積が広くて同等の用途で使えるような場所というような選択肢も当然含めて今後考えてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第25号以降の質疑は3月11日火曜日に繰り延べたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、第25号議案以降の質疑は3月11日火曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会とします。

次回は、明日3月11日火曜日午前9時から会議を開きますので、よろしくお願ひします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
平成26年3月10日

議 長

議 員

議 員